

第3節 太郎右衛門自然再生地の現況

(1) 流況・水質

ア. 荒川の流況・水質

<流況>

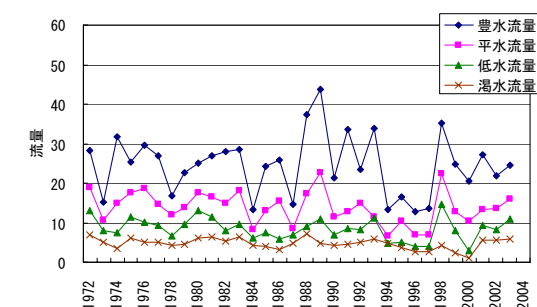
荒川の流況係数（最大流量/最小流量）は、1972年（昭和47年）～2004年（平成16年）の平均によると、利根川（栗橋）では約60に比べて、寄居では約521と大変大きい数字となり、荒川は流量変動の激しい河川であり、洪水の制御が難しい河川といえる。

荒川本川の寄居での平水時の流況は10～20m³/sec程度であるが、秋ヶ瀬取水堰までに武蔵水路、市野川、入間川等と合流し、秋ヶ瀬取水堰での平水時の流況は50～60m³/secとなる。

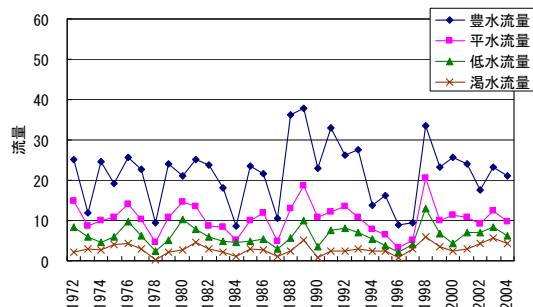
しかし、久下橋（74km）から熊谷大橋（78km）の約4km区間では瀬切れが起きている。

表 1-2 流量観測地点各流況の平均値（1972～2004年）単位：m³/sec

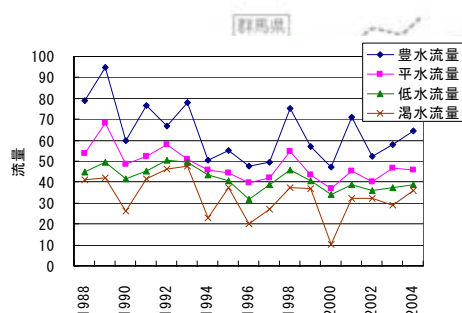
観測所名	最大流量	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最低流量
寄居	1,862.38	24.58	13.86	8.46	4.73	3.57
大芦橋	1,699.67	21.70	10.49	6.21	2.89	2.26
太郎右衛門橋	1,176.43	63.73	48.06	41.63	33.31	29.74
秋ヶ瀬取水堰	2,225.76	81.37	57.20	47.40	37.69	20.53



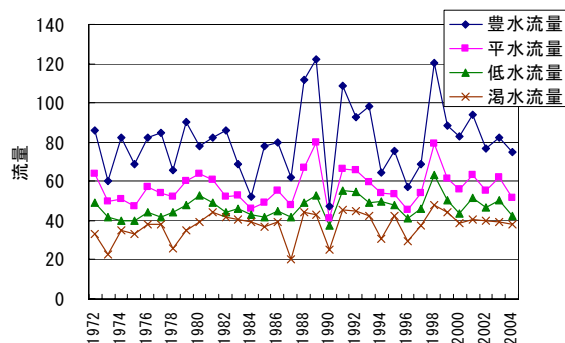
寄居流量観測地点の流況



大芦橋流量観測地点の流況



太郎右衛門橋水位観測地点の流況



秋ヶ瀬取水堰の流況



寄居、大芦橋、太郎右衛門橋地点の2000年以前は暫定値

図 1-7 荒川の流量観測地点及び流況

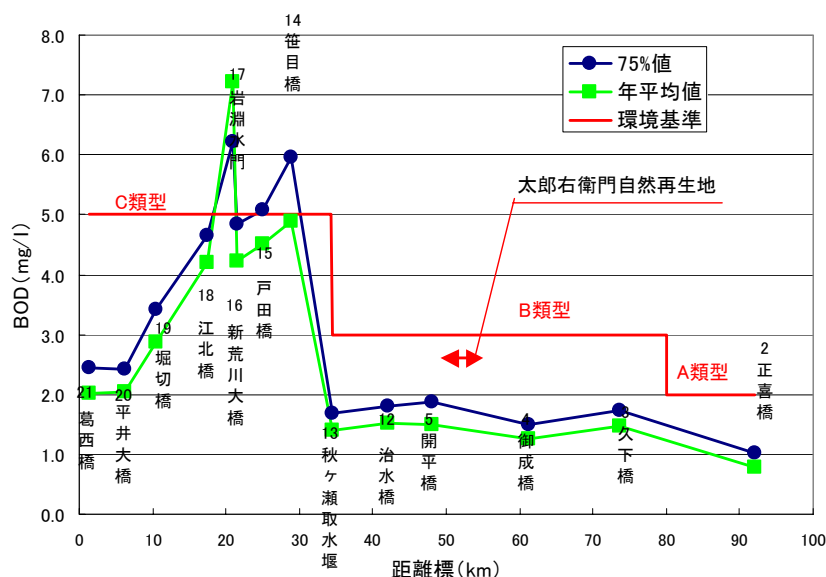
＜水質＞

荒川の水質は、環境基準に基づき、AA 類型～C 類型に指定されている。二瀬ダム(150km)下流付近から熊谷付近(80km 地点)までが A 類型 (BOD 2mg/l 以下)、熊谷付近(80km 地点)から秋ヶ瀬取水堰までが B 類型 (BOD 3mg/l 以下)、秋ヶ瀬取水堰より下流が C 類型 (BOD 5mg/l 以下) となっている。

荒川中流域の久下橋から秋ヶ瀬取水堰までは、環境基準以下の水質となっているが、感潮域となる笹目橋付近から下流では、環境基準を上回る地点がある。

荒川水系公共用水水質調査地点

番号	地点名	河川
1	二瀬ダム(湖心)	荒川
2	正喜橋	荒川
3	久下橋	荒川
4	御成橋	荒川
5	開平橋	荒川
6	高麗川大橋	高麗川
7	東松山橋	都幾川
8	落合橋(越)	越辺川
9	とげ橋	小群川
10	落合橋(入間)	入間川
11	入間大橋	入間川
12	治水橋	荒川
13	秋ヶ瀬取水堰	荒川
14	笹目橋	荒川
15	戸田橋	荒川
16	新荒川大橋	荒川
17	岩淵水門	荒川
18	江北橋	隅田川
19	堀切橋	荒川
20	平井大橋	荒川
21	葛西橋	荒川
22	不老橋	不老川



※BOD の環境基準値には平均値を用いられるが、平均値には異常値を含むことも多い。そのため、河川 BOD 値の評価には異常値を除く目的で 75% 値が用いられる。

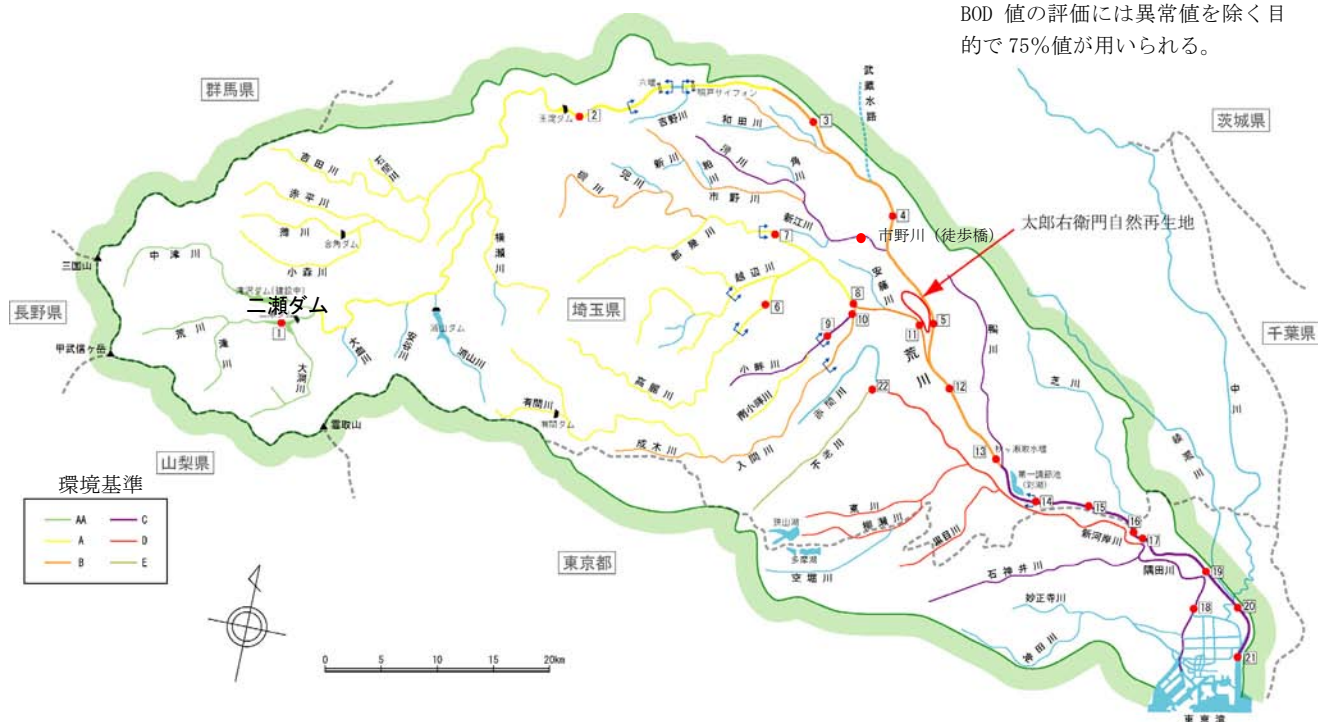


図 1-8 荒川の水質観測地点および荒川本川の水質 (1995 年～2004 年)

イ. 太郎右衛門自然再生地周辺の流況・水質

<流況>

荒川本川の水量は、約 64km地点では平水時約 10m³/secであるが、63.5km地点で武蔵水路からの導水約 40m³/secと合流し、太郎右衛門橋付近（約 54km地点）では平水時で約 50m³/secある。太郎右衛門自然再生地周辺（約 50kmから 54km地点）では、武蔵水路からの導水によって、渇水時でも 10～40m³/secの流量が維持されている。

<水質>

太郎右衛門自然再生地周辺の荒川本川の水質は、下流の開平橋における BOD が 1.3mg/l である。市野川は太郎右衛門自然再生地から 2km ほど上流で荒川本川に合流するが、市野川には生活雑排水等が多く流入しており、BOD で平均 3.0mg/l と本川に比べ高い値となっている。旧流路及び三ツ又沼は市野川よりもさらに高い値を示している。また、市野川では、富栄養化の原因となる総窒素及び総リンも高い値となっている。旧流路では、閉鎖水域の有機汚濁を示すCODが、上池、下池において高い値を示している。

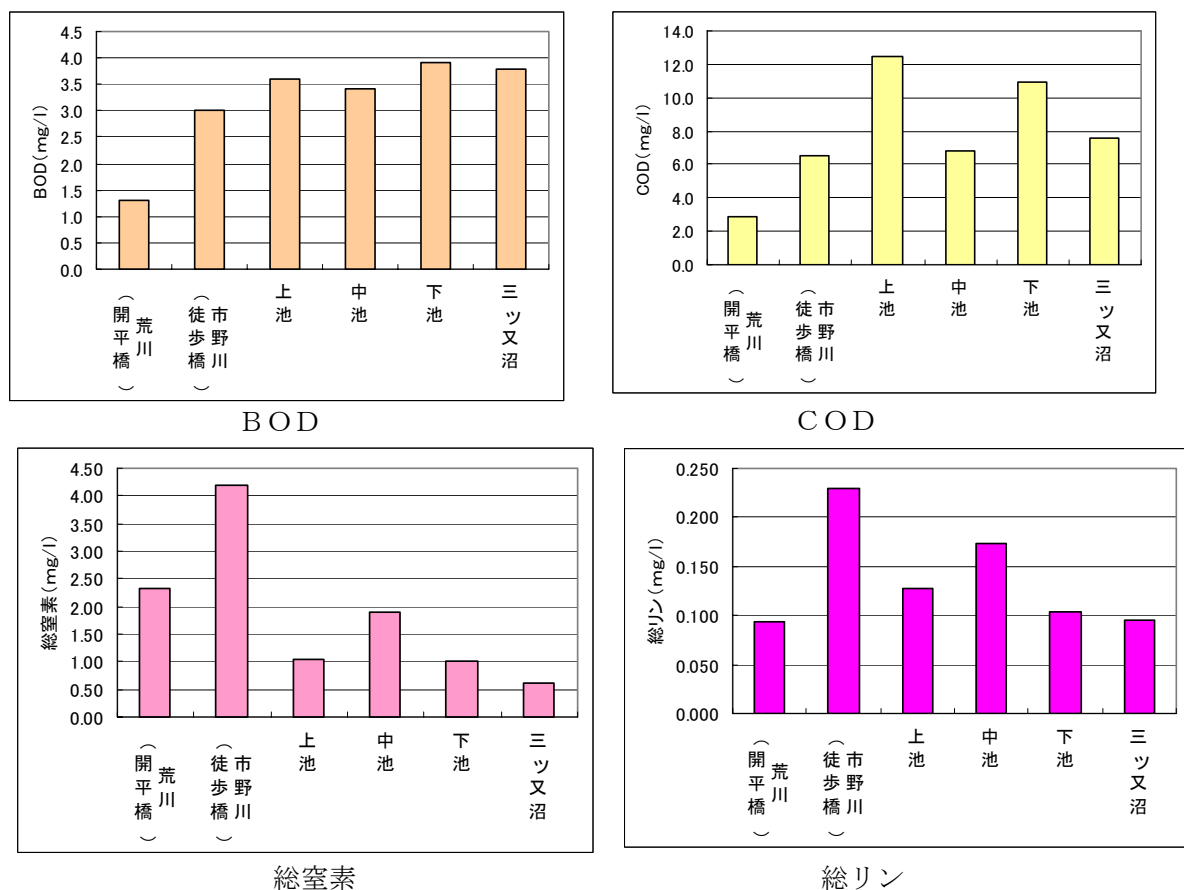


図 1-9 太郎右衛門自然再生地周辺水質

※ 本川（開平橋）：平成 17 年度 年間 12 回の平均
 市野川（徒歩橋）：平成 16 年度 年間 6 回の平均
 旧流路：平成 17 年度 上池 1 地点、中池 2 地点、下池 2 地点、年 6 回観測の平均
 三ツ又沼：平成 7 年度 年間 6 回の平均

ウ. 太郎右衛門自然再生地の旧流路縦断面図並びに堆積土厚

平成15年度（2003年度）の測量及びボーリング調査によって得られた縦断面図及び旧流路内に堆積している土砂等の厚みを以下にまとめた。

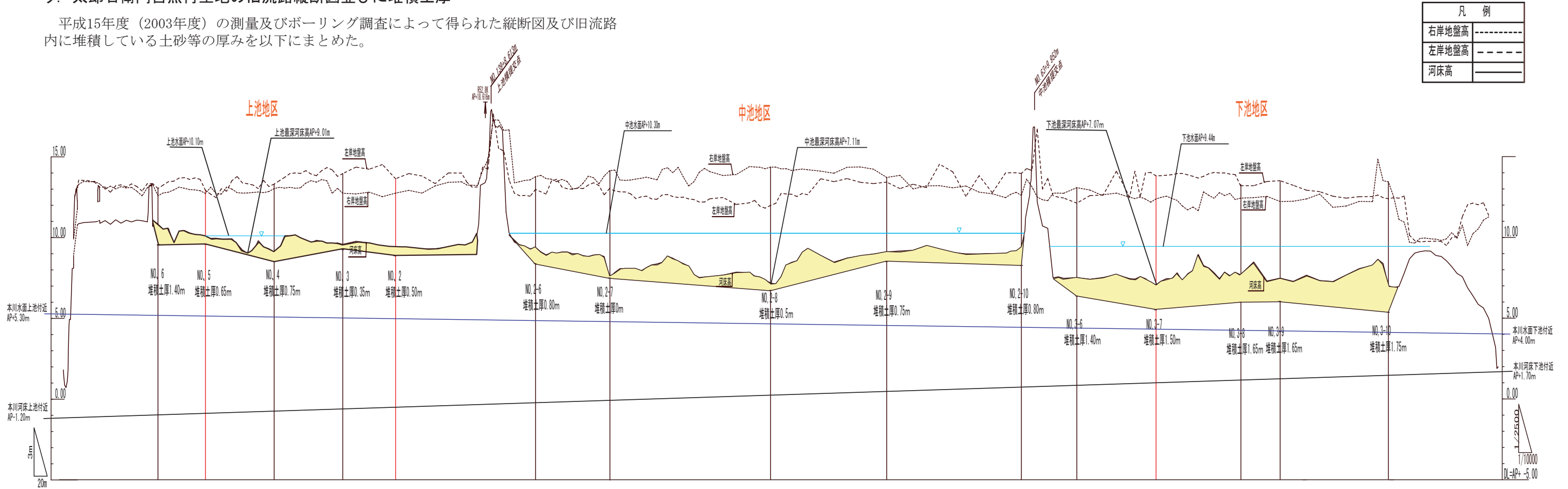
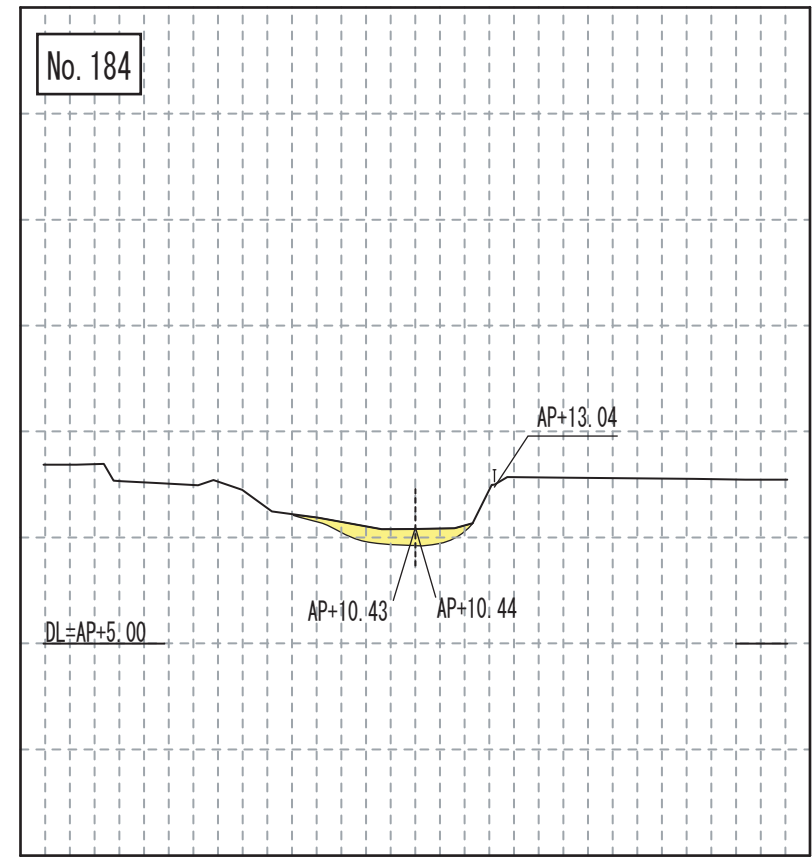


図1-10 旧流路縦断面図（堆積土厚）



堆積土の縦断面図は、ボーリング結果の堆積土厚をつなげ、縦断測量図に重ねたものであり、ボーリング調査地点間の堆積土厚は実際と異なる場合がある。

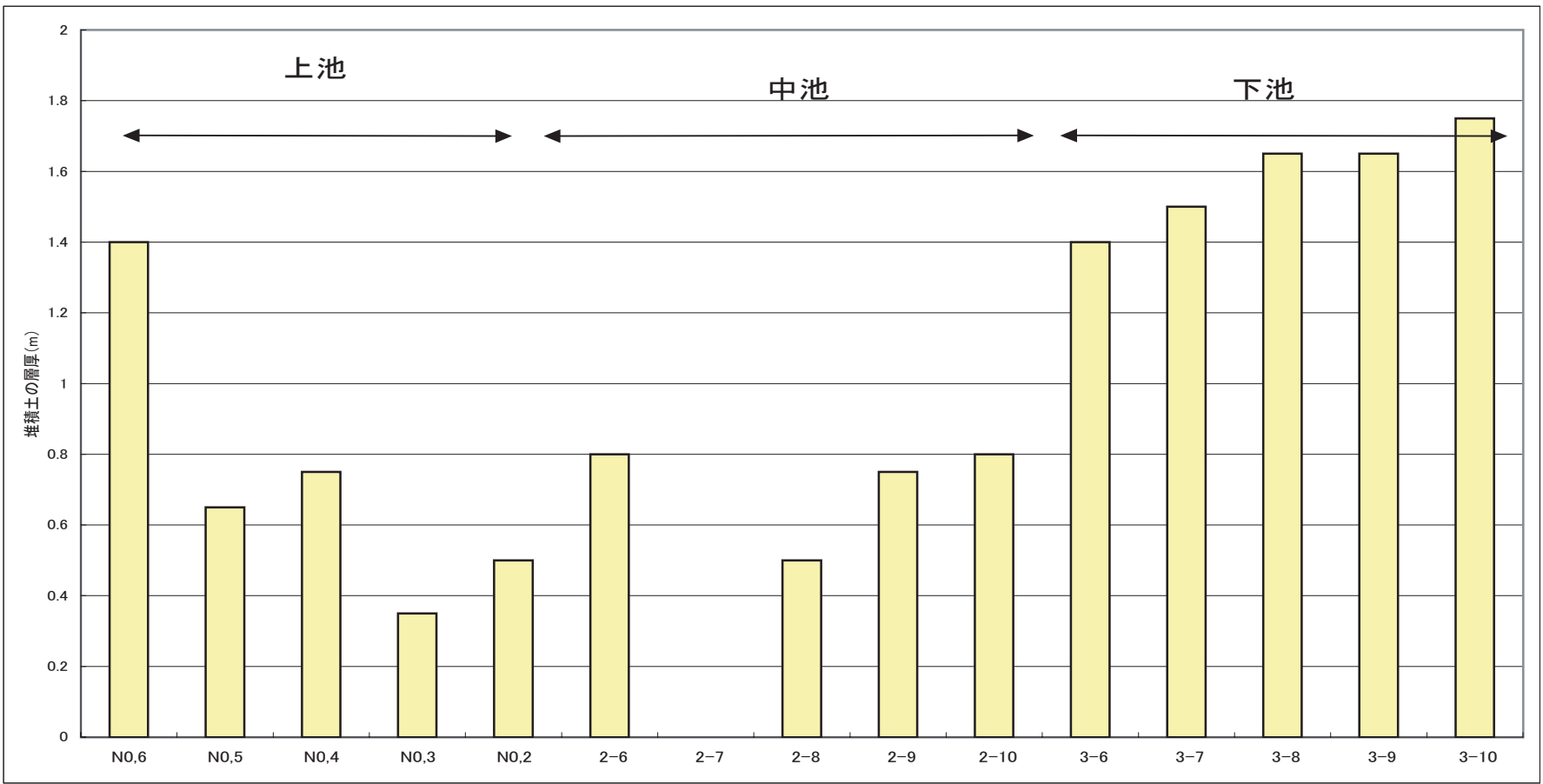


図1-11 ボーリング調査地点毎の堆積土厚

エ. 太郎右衛門自然再生地への水供給状況

・高水時

平成 8 年（1996 年）～平成 17 年（2005 年）までの太郎右衛門橋水位観測所のデータと平成 17 年度（2005 年度）測量調査で得られたデータを基に、上池及び下池への高水時の流入頻度を求めた。結果は、上池では 10 年間に 11 回、下池では 19 回の流入があったと考えられる。そのため、年間では上池が 1 回程度下池では 2 回弱程度、高水時に流入していると考えられる。

表 1-3 上池及び下池への高水時の流入頻度

-	1996年～2005年 (10年間)	条件
上池流入頻度	11回	荒川との接続水路河床高の最大高さAP11.07mを越えた水位
下池流入頻度	19回	荒川との接続水路河床高の最大高さAP9.17mを越えた水位

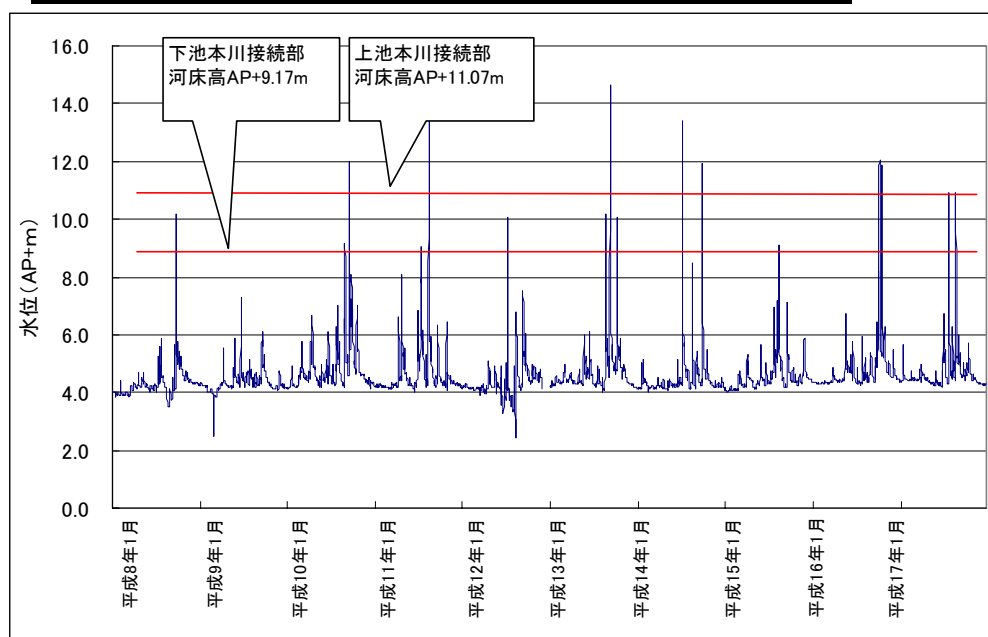


図 1-12 太郎右衛門橋水位観測所での日水位変化

平成 8 年（1996 年）～平成 17 年（2005 年）

・農業用水路

農業用水による旧流路への水供給の経路として、中池では赤城樋管からの流入（非灌漑期 0.03 m³/sec:290/sec）平成 15 年 12 月 22 日調査）、下池では灌漑期に水田の落ち水の流入が考えられる。上池には農業用水の落ち水等の流入は確認されていない。

・地下水位

太郎右衛門自然再生地の池、特に上池ではかつて湧水によって豊かな水域が形成されていたとされる。

平成 15 年度のボーリング結果による地下水位の観測結果では、高水敷の地下水位は観測時点（平成 15 年 9 月～10 月）では地表面から約 0.5m～約 4m 付近にある。

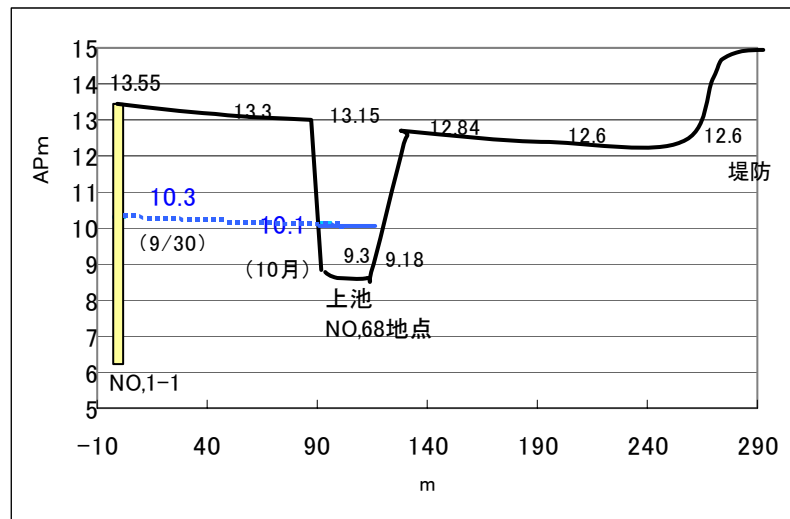


図 1-13 上池周辺の地下水の状況

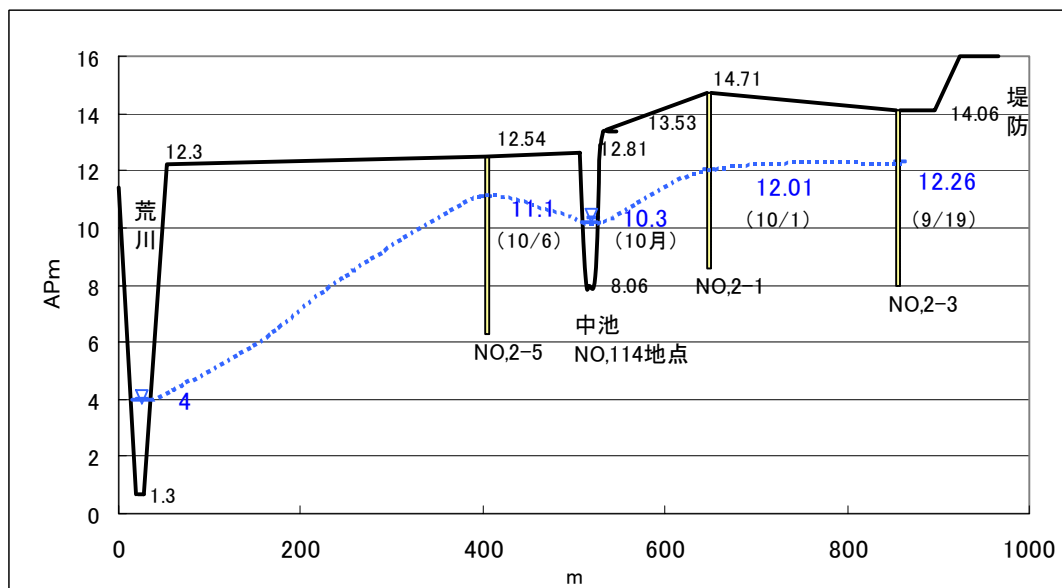


図 1-14 中池周辺の地下水の状況

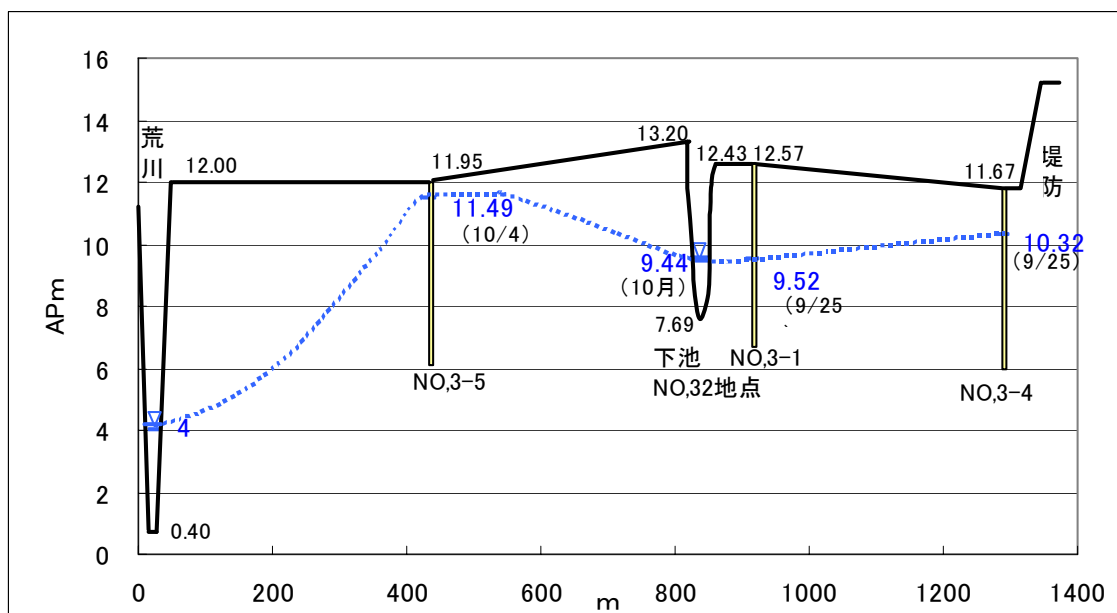


図 1-15 下池周辺の地下水の状況

（２）生態系

ア. 植生

太郎右衛門自然再生地に生育している植物は、水生植物であるヒシや河畔林としてのハンノキなどの湿生植物を中心に 86 科 388 種（平成 14 年度～平成 16 年度調査）が確認されている。

旧流路周辺の自然植生は、主に旧流路の右岸側に集中している。太郎右衛門自然再生地の特徴的な植生群落としては、上池部分のオギ群落、中池の周辺の湿性地で見られるムクノキ-エノキ群落、乾燥地で見られるクヌギ群落、下池の周辺のハンノキ群落、上池および下池周辺の湿性地で見られるヨシ群落があげられる。

イ. 動物

平成 14 年度～平成 16 年度の調査で、両生類・爬虫類ではヤマカガシや水田や池に見られるトウキョウダルマガエルなど 6 科 9 種が、哺乳類ではヨシ原やオギ原を生息環境とするカヤネズミやまとまった自然地を生息地とするホンドキツネなど 5 科 8 種が確認されている。

鳥類では、開放水面を餌場とするカイツブリやカワセミ、水辺を餌場として利用するバンやアオサギ、樹林地を生息地や餌場として利用するウグイスやオオタカなど 31 科 77 種が確認されている。

また、昆虫では 133 科 423 種が確認されている内、湿地を代表するシオカラトンボなどのトンボ類が 9 科 25 種やハンノキを食草とするミドリシジミなど蝶類が 26 科 71 種確認されている。

ウ. 太郎右衛門自然再生地及び周辺で確認された希少動植物

太郎右衛門自然再生地では表 1-4 に示すとおり、10 類 70 科 106 種の希少動植物が確認されている。このうち、メダカやタコノアシなど環境省レッドデータブックに掲載されている種は 20 種で、埼玉県レッドデータブックには 104 種が掲載されている。

また、当該地の生物に詳しい方 5 名と、かつて当該域で釣りをしていた方 3 名へのヒアリング調査により、当該地で 1940～1970 年頃に見られた生物として、ニホンアナグマやメダカなど 22 種の希少種が確認された。このうちニホンアナグマやタマシギなどの 9 種は、平成 8 年度～16 年度の調査では確認されていない種である。

生物種の減少の原因に関しては、様々な要因が複雑に関わっているため、明確な原因を特定することは困難であるが、近年確認されない種について、おおよそ下記のことが言えると考えられる。

- ・ 確認されている種のうち、ニホンアナグマ及びゲンゴロウは当該地区周辺で絶滅したものとされている。
- ・ タマシギに関しては、荒川中流部全域において生息環境である湿地環境が減少したため、近年個体数が少く、確認されないものと考えられる。
- ・ ニホンアカガエル、ホトケドジョウ、ヤリタナゴ、ドブガイは水質の悪化、農薬の使用等により、サクラソウは湿性原野の乾燥化等が原因で激減あるいは当該地区では絶滅したのものと考えられる。
- ・ ギバチは本川を生息環境としており、かつては本川との繋がりが濃かったことを示す種と考えられる。

表1-4 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種

確認種			希少種の指定状況			昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4				平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種※5				生息・生育環境
類	科	種※1	NO.	環境省 RDB※2	埼玉県 RDB※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池			
哺乳類	ネズミ科	ホンシュウジネズミ	1		NT2		●			●	●	●	河野、水辺、林縁のヤブ等に生息する。	
		ホンカヤネズミ	2		NT1, 2				●	●	●	●	ヨシ、オギなどに球茎を作り生息する。	
	ウサギ科	キュウシュウノウサギ	3		NT2								食物となる植物が多く、隠れ場所の多い林や草原を好む。	
	イヌ科	ホンダナキ	4		NT2	●			●				樹林地から田畑及び住宅地近くまで生息する。	
		ホンダキツネ	5		VU	●	●		●	●			農耕地や森林、原野、集落地が混在する環境を好む。	
鳥類	イタチ科	ニホンアナグマ	6		EX	●							森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用する。	
	サギ科	シロコイ	7		VU					●	●	●	夏鳥として渡来し、湿地で繁殖する。	
	タカ科	オオタカ	8	VU	VU (NT2)				●	●			アカマツなど大木に営巣し、小鳥類を捕食する。	
		ツミ	9		NT2					●	●	●	低地から山地の樹林地に営巣する。	
		ノスリ	10		(VU)				●	●			山地で繁殖し、冬、河川敷などで越冬する。	
		サシバ	11		CR					●	●	●	クヌギなどの大木に営巣し、湿地でカエル等を捕食する。	
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	12		NT2					●			川沿いの岩壁等に営巣し、小鳥やカエルなどを捕食する。	
	キジ科	ウズラ	13	DD	EN(VU)								● 乾燥草原地に生息する。	
	クイナ科	クイナ	14		(VU)		●		●				河野や池沼のヨシ原や湿地環境に生息する。	
		ヒクイナ	15		CR					●	●	●	冬鳥として渡来し、越冬する。水生植物が繁殖した水辺に生息する。	
		ハシ	16		VU								● 開放水面を餌場とする。	
		オオバン	17		CR					●	●	●	広い湿地植物帯で繁殖する。開放水面で水草を餌とする。	
	チドリ科	タゲリ	18		(NT2)					●	●	●	冬鳥として渡来し、水田等湿地で越冬する。	
	タマシギ科	タマシギ	19		CR (EN)	●	●						● 広い水田地で繁殖・越冬する。	
	フクロウ科	コミミズク	20		(VU)				●	●			生態系上位種としてまとった自然環境に生息し、樹林地の改変などにより生息環境に対する影響が懸念される。	
		アオバスキ	21		VU					●	●	●	平地、山地の大木に営巣し、昆虫類を餌とする。	
	カワセミ科	カワセミ	22		NT2				●	●			● 開放水面を餌場とする。	
	ツグミ科	ルリビタキ	23		(NT2)					●	●	●	● 樹林地に生息する。	
	ウグイス科	ウグイス	24		NT2				●	●			● ササ藪をともなう低木林、林縁などに生息する。	
		ヨシキリ	25		VU					●	●	●	● 夏鳥として渡来し、ヨシ原を中心に営巣する。	
	アトリ科	ベニマシコ	26		(NT2)					●	●	●	● 河川沿い、灌原周辺の灌木地、藪地等で繁殖する。	
	爬虫類	インガミ科	インガミ	27		VU								● 池等水域に生息する。近年減少が著しい。
		ヘビ科	ジムグリ	28		VU								● 林の朽木や落ち葉の下に潜む。
			ヒバカリ	29		NT2								● 水辺でカエルや小魚を捕食する。
			マムシ	30		NT2								● 草地や樹林地でネズミ等を捕食する。
両生類	アカガエル科	ニホンアカガエル	31		(NT)	●							● 周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息する。	
		トウキョウダルマガエル	32		RT				●	●			● 池、水田に生息する。	
		ツチガエル	33		NT2					●	●	●	● 池、水田に生息する。	
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	34		NT2								● 水田、草地に生息し水辺周辺の土中に穴を掘り産卵する。	
魚類	コイ科	キンブナ	35		NT2								● 水生植物のある浅瀬に生息する。	
		ヤリタナゴ	36		EN		●						● 河川の downstream、灌漑用水、湖沼に生息し二枚貝に産卵する。やや流れのあるところを好む。	
	ドジョウ科	ホトケドジョウ	37	EN	CR	●							● 湧き水由来の細流に生息する。	
	ギギ科	ギバチ	38		VU	EN	●						● 岩陰や水際部に潜む。	
	ナマズ科	ナマズ	39		VU					●	●	●	● 産卵場である水田等浅瀬がある水域に生息する。	
	メダカ科	メダカ	40		VU	VU	●			●	●	●	● 池や水田など水生植物が繁殖した浅瀬に生息する。	
	ハゼ科	ウキゴリ	41		VU								● 一般に中下流の流れの緩い箇所に生息する	
		ジュズカケハゼ	42		VU								● 一般に中下流や湖沼に生息する	
甲殻類	エビ目科	ヌカエビ	43		EN				●	●			● 比較的清水な池に生息する。	
	イワニ科	モクズガニ	44		NT2	●							● 河川の上流域まで生息し、河口域で繁殖する。羽化後河口周辺海域で成長し川へ遡上する。	
貝類	モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	45		DD					●	●	●	● 池、小川に生息。農業、生活排水に弱い。	
		モノアラガイ	46	NT	DD		●						● 同上	
		カワコザガイ	47		NT								● 同上	
		ナガオカモノアラガイ	48	NT	VU								● 同上	
	イシガイ科	イシガイ	49		NT2								● 池沼に生息し、水質の悪化に弱い。タナゴ類の産卵母貝となる。	
昆虫		トビガイ	50		NT2		●						● ヘドロの堆積していないプランクトンの多い止水水域に生息する。	
	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	51	NT	NT2				●	●			● ススキなど、イネ科の草を幼虫期の食料とする。	
	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ	52		NT1								● 堤防などの草地にあるウマノスズクサを食料とする。	
	シジミチョウ科	ミドリシジミ	53		NT1		●	●					● ハンノキの若齢樹を主な食料とする。	
	タテハチョウ科	ヒオドリチョウ	54		VU								● 雑木林等落葉広葉樹林に生息する。	
		コムラサキ	55		NT1				●	●			● タチヤナギなどヤナギ類を食料とする。	
	ジャノメチョウ科	ジャノメチョウ	56		NT2								● ススキ草原に生息する。	
	ヤママユガ科	オナガミズアオ	57		LP								● ハンノキを食料とする。	
	ハナアブ科	ヒサマツハチモドキハナアブ	58		NT				●				● 雑木林等に生息する	
		ハチモドキハナアブ	59		NT1					●			● クヌギ林を生息環境とする。	
		ハナナガモモトハナアブ	60		DT								●	
	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ	61		CR				●	●			● 樹林地や草地に普通に見られる。	
	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	62	NT	DD	●							● 大きな人工湖や池沼に生息する。	
	ホタル科	ハイホタル	63		NT2								● 水質、水量が確保された止水に生息し、ヒメモノアラガイなど巻貝を捕食する。	
	アメンボ科	エサキアメンボ	64	NT	NT1								● ヨシなど抽水植物がある水域に生息する。	
		ハネナシアメンボ	65		NT1								● ビシなど浮葉植物の生息する解放水面の池沼に生息する。	
	ミズムシ科	ミヤケミズムシ	66		VU								● 池・沼に生息する。	
	サシガメ科	トゲサシガメ	67		RT								●	
	キリギリス科	エソコユムシ	68		(NT)				●	●			● まとまった樹林地に生息する。	
		オナガササキ	69		(NT)					●	●		● 日当たりの良いイネ科の草地に生息する。	
	バッタ科	ショウリウバッタモドキ	70		NT					●			● ススキ草原に生息する	
		グルマバッタ	71		RT								● 草地に生息する	
	コオロギ科	クマコオロギ	72		(NT)								● 湿性草地に生息する。	
	スズムシ科	スズムシ	73		NT1					●			● 草地、樹林地に生息する。	
	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	74		NT2								● ヨシ、マコモが繁殖する湿地に生息する。	
		アオヤンマ	75		NT2								● ヨシが繁殖する池沼に生息する。	
	トンボ科	ヒメアカネ	76		NT2								● 水生植物が繁殖する湿地などに生息する。	
		オオキトンボ	77	VU	CR (EU)	○(エリア不明)							● ヨシなどが繁殖する池沼に生息する。	
クモ類	コガネグモ科	コガネグモ	78		EN				●	●	●	●	● 典型的な星山のクモ。山のふもとで日当たりの良い水田や草地があり、餌となる昆虫が豊富であることが条件となる。	
		オオトリノフンダマシ	79		NT					●			●	
		シロオビトリノフンダマシ	80		NT								●	
植物	ホウライシタ科	ミズウラボ	81		VU					●			● 水田や湿地に生育する。	
	マツモ科	マツモ	82		EN					●			●	
	クダムシ科	ハンゲショウ	83		NT					●			●	
	ユキノシタ科	タコノアシ	84		VU	VU							●	
	バラ科	ナガボシノロワレモコウ	85		NT					●			● 水際など沼澤原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。	
	トウダイグサ科	ノウルシ	86		VU	NT				●	●		●	
	ヒシ科	ヒシ	87		EN					●	●		● 水域に生育する浮き草である。	
		オニビシ	88		EN					●	●		● 池沼に生育する浮葉植物	
	アリノトウグサ科	ホサキノフサモ	89		EN	●	●			●	●		● 止水域の水中に生育する。	
	セリ科	エキサイゼリ	90	EN	CR				●				● 水際など沼澤原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。	
	サクラソウ科	サクラソウ	91	VU	CR		●						● 川岸の低灌叢に生育する。	
	ミツガシラ科	アサザ	92		EN								● 池沼に生育する浮葉植物	
	クマツヅラ科	クマツヅラ	93		VU								● 草原や路傍に生育する。	
	スイカズラ科	ゴマギ	94		EN				●	●			● 灌生地に生育する落葉小高木	
	シソ科	ミソコウジュ	95	NT	VU					●	●		●	
	キク科	カワランジン	96		EN				●	●			● 水際など沼澤原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。	
		フジバカマ	97		VU	EN							●	
		オグルマ	98		NT								●	
		オナモミ	99		NT				●				● 湿地や川岸などに生育する	
	ヒルムシロ科	エビモ	100		VU								●	
	ミクリ科	ミクリ	101	NT	VU					●	●		● 止水域の浅瀬を生息環境とする。	
	カヤツリグサ科	ウマズサ	102	NT					●	●			●	
		ヤガミズグ	103		NT					●	●		● 湿地や川岸などに生育する	
		オニナルコスグ	104		CR					●	●		● 湿地や川岸などに生育する	
		アゼテンツク	105		VU				●				●	
	ウキゴケ科	イチノウキゴケ	106	CR+EN	CR+EN								● 水田や池の水面に浮遊する。	
合計	10類70科106種	-	20種		104種	11種 (12)	12種 (13)	2種 (3)	28種	62種	59種			

※1:環境省植物目録(1987)及び日本産野生生物目録「脊椎動物編・無脊椎動物編」I～III、原色日本辞書同登 保育社(1994)参照。

※2:環境省レッドデータブック(動物編:2002年、植物編:1997年)(埼玉県RDB)、カテゴリーの分類は環境省レッドデータブック「近年確認されていない種」

植物 I、II (2000年)、哺乳類 (2002年)、爬虫類・両生類 (2002年)、鳥類 (2002年)、無脊椎動物 (2000年)

<カテゴリー>

絶滅 (EX)

絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN) 絶滅危惧ⅠA類 (CR) 絶滅危惧ⅠB類 (EN) 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

準絶滅危惧 (NT1, NT2)

情報不足 (DD)

絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

※3:埼玉県レッドデータブック(動物編:2002年、植物編:1997年)(埼玉県RDB)、カテゴリーの分類は環境省レッドデータブック「近年確認されていない種」

但し動物編:地帯別危惧種 (RT)、また、動物は、地域別の低地帯(荒川以西)で選出されている種を選定

鳥類: ①内は越冬鳥

鳥類以外の種: ②内は今まで荒川以西での確認がなく、カテゴリー化されていないため大宮台地のカテゴリーを参照し選定した。

※4:市史編集者、観察会開催者、猟師の方等、地元生物に詳しい方へのヒアリング調査による。

※5

埼玉県「平成8年度 川島都市林(仮称)自然環境調査報告書 平成9年3月」

荒川上流河川事務所「平成14年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成15年3月」

荒川上流河川事務所「平成15年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成16年3月」

荒川上流河川事務所「平成16年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成17年3月」

荒川上流河川事務所「平成17年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成18年3月」

なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。

なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。

なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。

なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。

なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。

なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。

なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。



ホンドギツネ



ヨシゴイ



サクラソウ



サシバ



メダカ



ナガボノシロワレモコウ



カワセミ



ハネナシアメンボ



ノウルシ



タマシギ



コムラサキ



エキサイゼリ



ヒクイナ



ミドリシジミ



ミクリ

図 1-16 太郎右衛門自然再生地で確認された代表的な希少種の写真

出典；ヒクイナ、ヨシゴイ リバーフロント整備センター「川の生物図典」

(3) 土地利用

ア. 土地利用の変遷

荒川下流域は、江戸時代から都市化が進んでいたが、昭和 30 年以降の高度経済成長により中流域でも都市化が進み自然環境は喪失していった。太郎右衛門自然再生地周辺では、1950 年代には樹林地が 27%、水田が 30%、市街地が 39%であったが、1990 年代には樹林地が 4%、水田が 49%、市街地が 43%と、樹林地が著しく減少し、現状では荒川の河川部のみが連続した自然環境となっている。

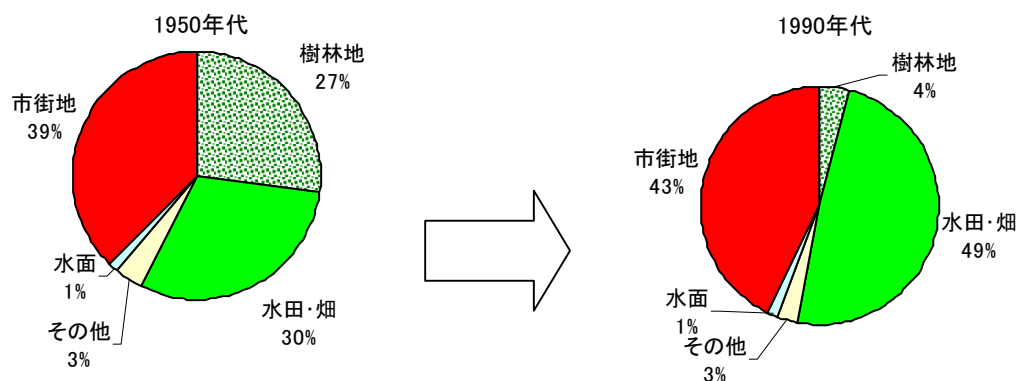


図 1-17 荒川中流域太郎右衛門周辺地区の土地利用の変遷

出典：荒川流域みらい会議資料

イ. 太郎右衛門自然再生地の土地利用状況

太郎右衛門地区自然再生地周辺の近年の土地利用状況は、畑・牧草地が 31%、水田が 23%、人工地が 13%であり、水田や畑といった耕作地が全体の 5 割以上を占め、特に、旧流路の右岸側のほとんどは農用地区域に設定されている。

また、太郎右衛門自然再生地は全域が近郊緑地保全区域、市街化調整区域として指定されている。

(4) 治水・河川環境に関する計画

ア. 荒川水系工事实施基本計画

荒川の治水計画は、明治 43 年(1910 年)、大正 2 年、3 年(1913 年, 1914 年)の洪水を対象として、基本高水のピーク流量を寄居地点において $6,050\text{m}^3/\text{sec}$ とし、ダムによる調節及び遊水地による逓減を見込み岩淵地点において $4,170\text{m}^3/\text{sec}$ とする改修計画が大正 7 年(1918 年)に策定され、その後、昭和 22 年(1947 年)のカスリーン台風など、計画を上回る洪水に再三みまわれたことや流域の社会情勢

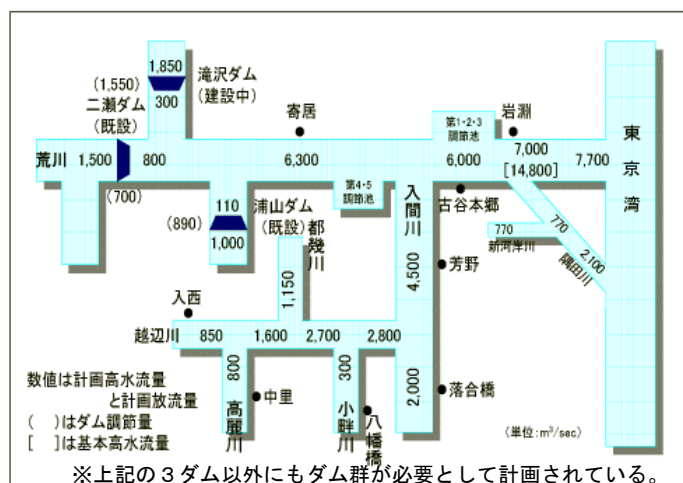


図 1-18 計画している洪水流量の配分図

の変化に対し、治水安全度の向上が求められ、昭和 48 年（1973 年）に計画を全面的に改定し、現在の「荒川水系工事实施基本計画」が策定された。

計画では、基本高水時のピーク流量を基準地点岩淵において $14,800\text{m}^3/\text{sec}$ とし、このうち上流ダム群及び中流部の川幅の特に広大な部分に設置する調節池群（第 1 調節池～第 5 調節池）により $7,800\text{m}^3/\text{sec}$ を調節し、河道への分配流量を $7,000\text{m}^3/\text{sec}$ とするものである。

本計画において、太郎右衛門自然再生地は、第 4 調節池計画地（P42 参照）に位置付けされている。

表 1-5 調節池諸元（案）

調節池	池内面積 km^2	池内計画高水位 AP+m	調節容量 万m^3	調節量 $\text{m}^3/\text{秒}$
第1調節池	5.8	11.925	3,900	850
第2調節池	4.9	14.763	3,700	3,450
第3調節池	2.1	16.013	11,500	
第4調節池	3.2	16.853	2,500	
第5調節池	5.4	22.171	2,900	
計	21.4		14,500	4,300

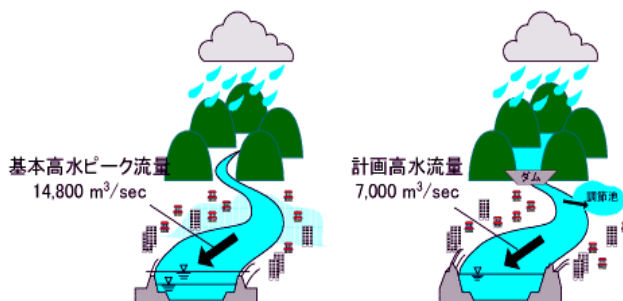


図 1-19 高水流量のイメージ

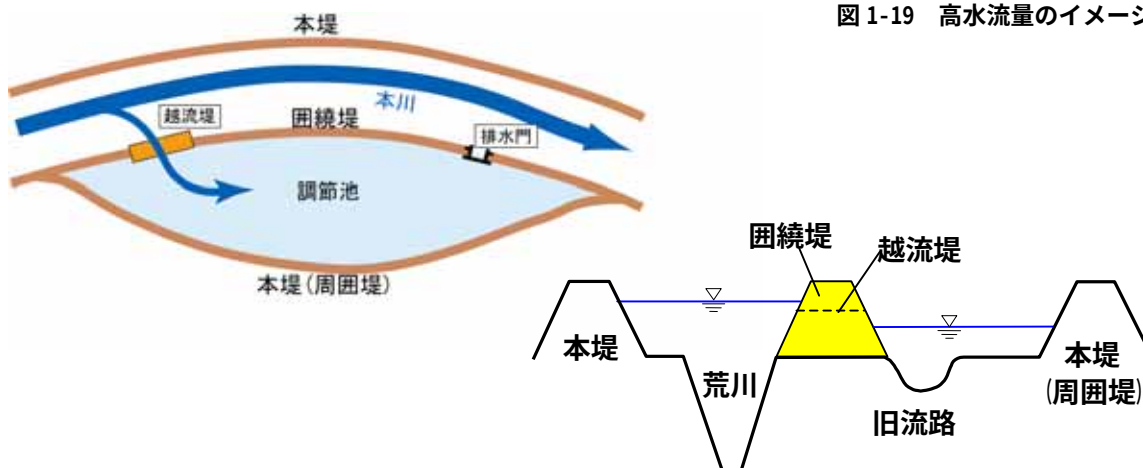


図 1-20 調節池イメージ図



図 1-21 荒川で計画されている各調節池の位置

イ. 河川整備基本方針と河川整備計画

平成 9 年（1997 年）の 6 月に改正された「河川法」により、これまでの治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が新たに位置付けられるとともに、地域・流域との連携、住民意見の反映が今後の川づくりの重要な項目として設定された。改正された河川法では「荒川水系工事实施基本計画」に代わり、今後、河川を整備・維持管理していくにあたっては、河川の整備について、長期的な目標となる洪水の流量など基本的な事項を定めた「河川整備基本方針」と、今後概ね 30 年後を目標に地域の特性や歴史・文化なども考慮した荒川にふさわしい姿を記した具体的な「河川整備計画」を定めることとされている。

平成 13 年（2001 年）3 月に設立され、流域住民、学識者、関係市町村及び河川管理者（国土交通省、埼玉県、東京都）が参加した「荒川流域みらい会議」等において、「荒川河川整備計画（案）」策定にむけた意見の集約が行われた。

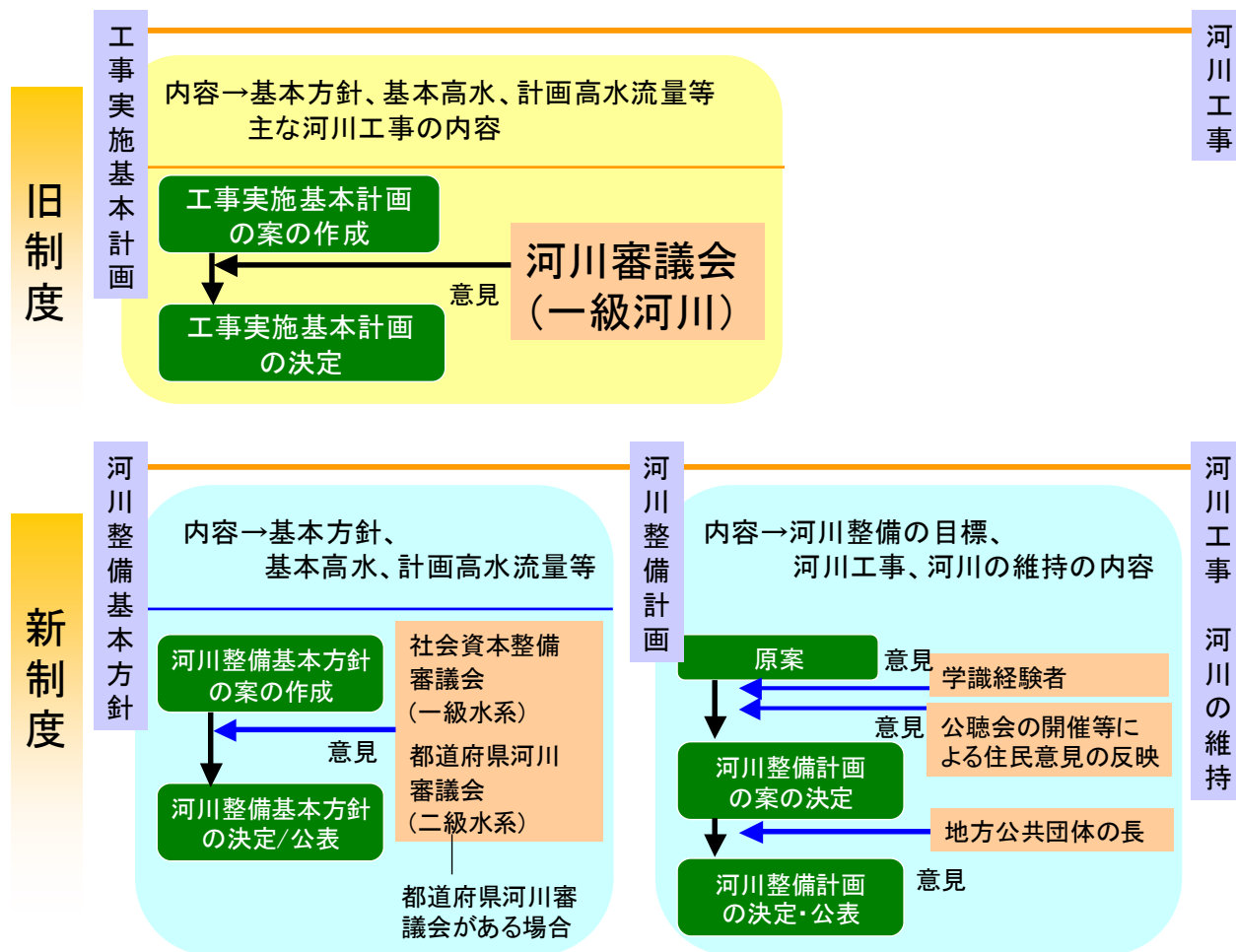


図 1-22 河川整備基本方針と河川整備計画の策定の流れ

ウ. 荒川水系河川環境管理基本計画

河川環境基本計画は、昭和 56 年（1981 年）12 月の河川審議会の答申により、河川環境の保全と創造に係わる施策を総合的かつ計画的に実施するため河川環境管理の基本計画を作成することとされている。

荒川では平成 2 年（1990 年）3 月に、河川管理者である旧建設省関東地方建設局、埼玉県並びに東京都によって、流域の動向や将来の見通しに基づいた長期的かつ広域的な視野に立って、荒川水系の望ましい河川環境を保全・創造するための「荒川水系河川環境管理基本計画」を作成している。策定に当っては、河川環境に関わる各分野の学識者、沿川自治体、河川管理者並びに水資源開発公団で構成する「荒川水系河川環境管理協議会」を設置し、その意見を求めた。

また、「荒川水系河川環境管理基本計画」に基づき、河川空間環境の保全と利用を適性に行うため、河川区間を計画対象区域として、「荒川水系河川空間管理計画」が策定され、その後平成 9 年 3 月に改訂された。

当該地区は、河川敷に分布する旧河道、ヨシ原、砂洲、樹林地等の変化に富んだ自然環境の保全を図るとともに必要に応じ、自然地の復元・拡大を行う「保全ゾーン」と自然度の高い保全ゾーンを保護する緩衝機能を有し、またその間の生物の移動経路となるゾーンとして、その機能の維持が図れるよう適切な管理を行う「緩衝・移行ゾーン」に区分されている。

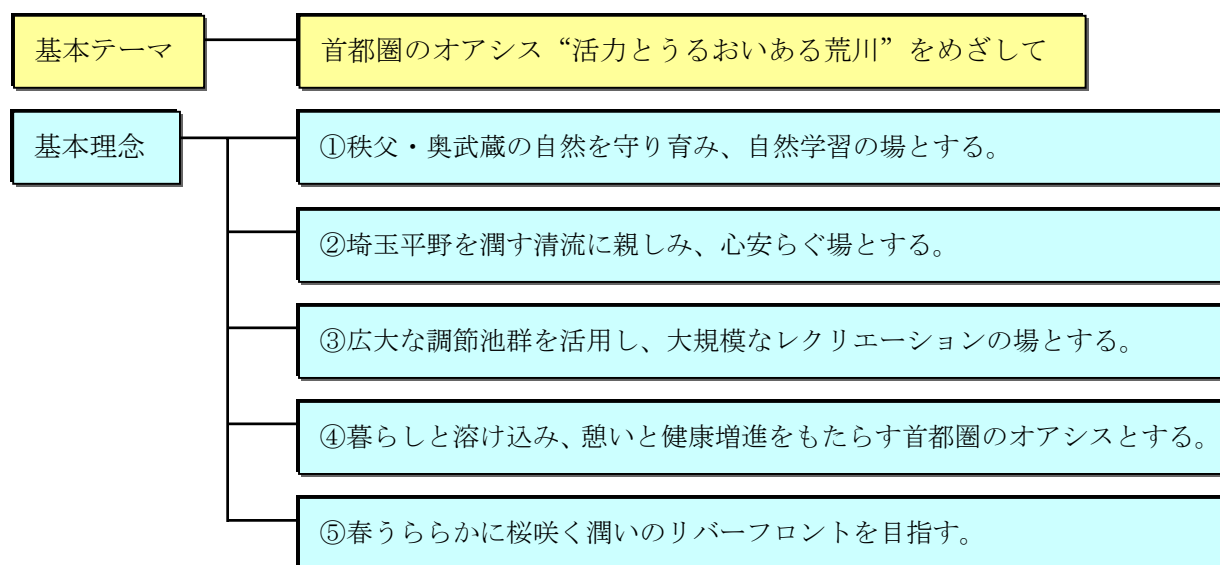


図 1-23 荒川水系河川環境管理基本計画の基本テーマおよび 5 つの基本理念



（５） その他当該地区に係わる構想等

①自然環境の総点検等に関する協議会

政府が進める都市再生プロジェクトに関連して、平成13年（2001年）12月4日に都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト「まとまりのある自然環境の保全」を具体的に推進するため、国土交通省を始めとした関係省庁と東京都など七都県市による「自然環境の総点検等に関する協議会」が設立された。

この協議会の中間報告として、首都圏50km圏内を対象とし、生物多様性保全の場や人とのふれあいの場といった自然の多面的な機能を評価した、「保全すべき自然環境の総点検」において、太郎右衛門地区を含む「荒川・江川ゾーン」は、首都圏の保全すべき自然環境の1つとして選出されている。

②川島都市林（仮称）計画

埼玉県において、都市公園整備の一環として、太郎右衛門自然再生地の下池周辺部を対象地区とし、荒川中流域の自然と風景を守り、次世代に引き継ぎ、荒川の豊かな自然環境と魅力ある田園環境を楽しみ、ふれあい学ぶことを目的とした公園の整備を計画している。

③荒川エコロジカル・ネットワーク

荒川上流河川事務所では、荒川ビオトープや三ツ又沼など、自然の拠点の保全・整備を進めている。荒川流域全体の自然のつながりを強化するためには、第一段階として、生態系が健全に機能する、ある程度まとまった「核」となる自然の拠点を守り、その自然を回復させることが重要である。さらに第二段階として、それらを川、谷地、傾斜林などを軸として互いに結び、市街地の自然とつなげていくことで、荒川流域全体の自然を豊かにしていくことを計画している。

太郎右衛門自然再生地は、上下流に位置する荒川ビオトープ、三ツ又沼ビオトープや周辺の北本自然公園などをつなぐエコロジカル・ネットワークの核として重要な地域である。

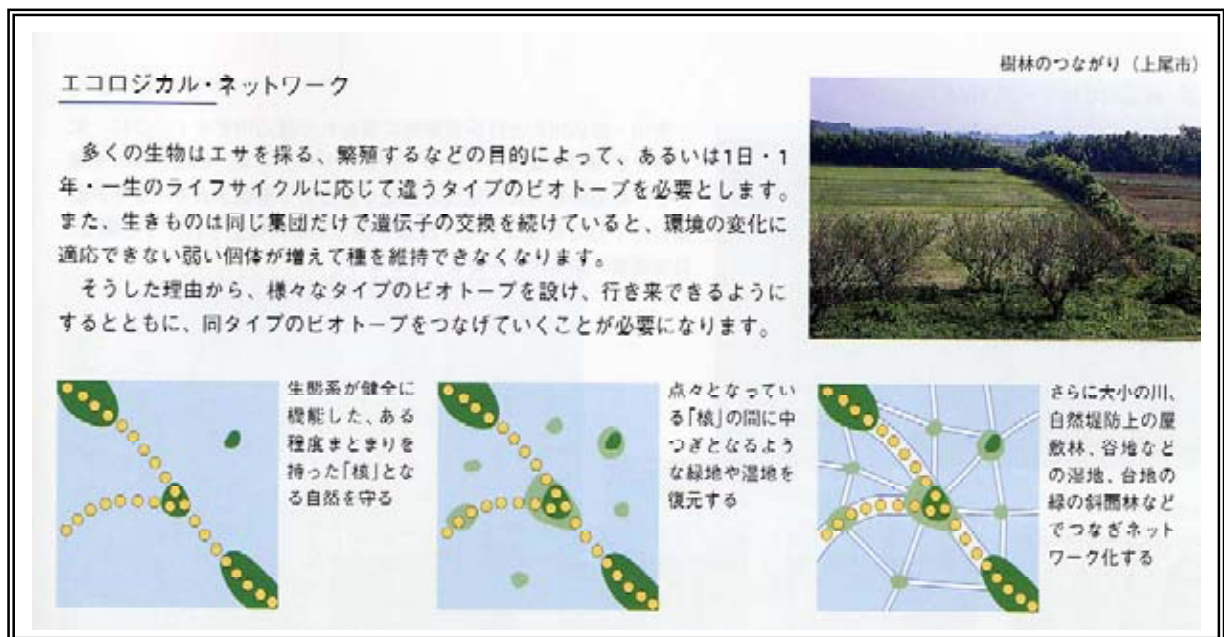


図 1-24 エコロジカル・ネットワークの考え方

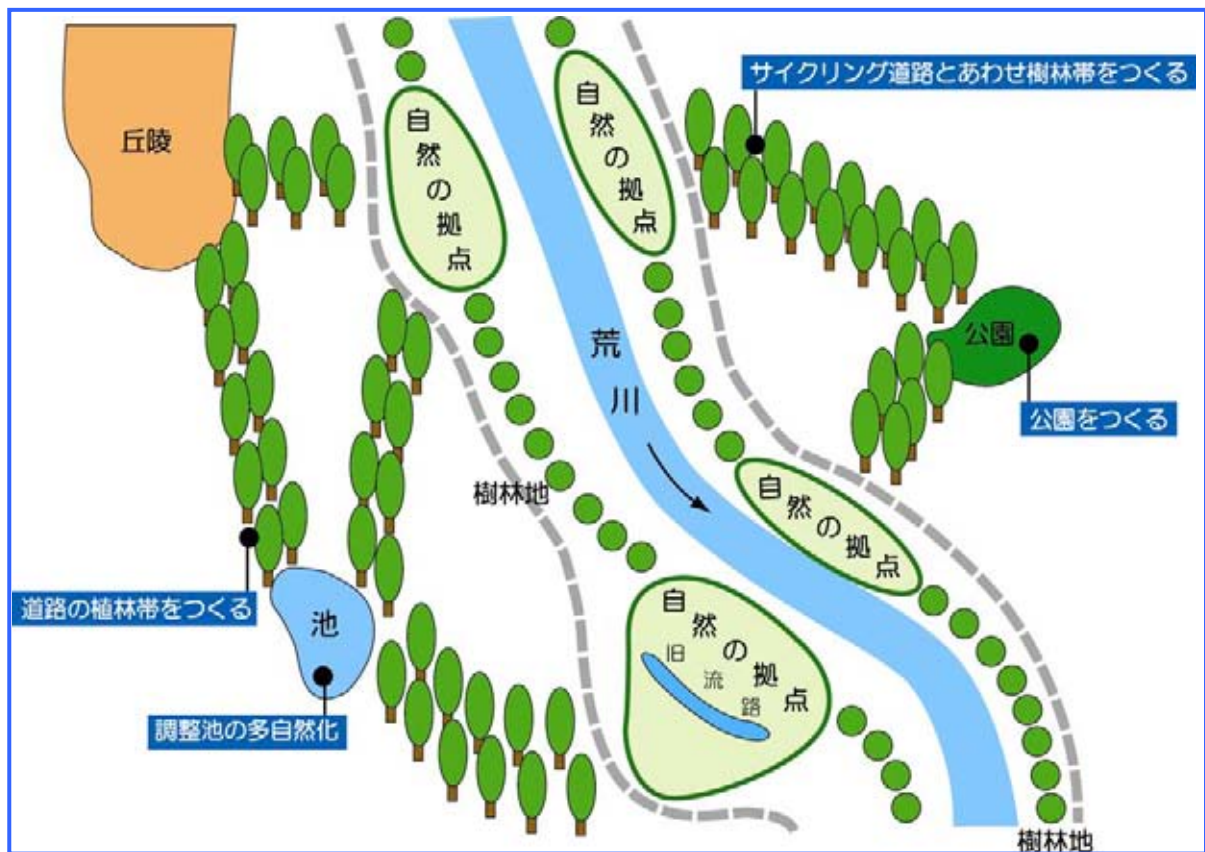


図 1-25 荒川流域でのエコロジカルネットワークの概念図

第4節 荒川太郎右衛門自然再生地の課題

(1) 自然環境の課題

現状で考える自然環境に対する主な課題を図 1-26 に整理する。

- ① 乾燥化により、池を中心とした湿地が減少してきている。
- ② 池周辺に発達した樹林地が高木・壮齢樹化することによる極相化（単調化）してきている。

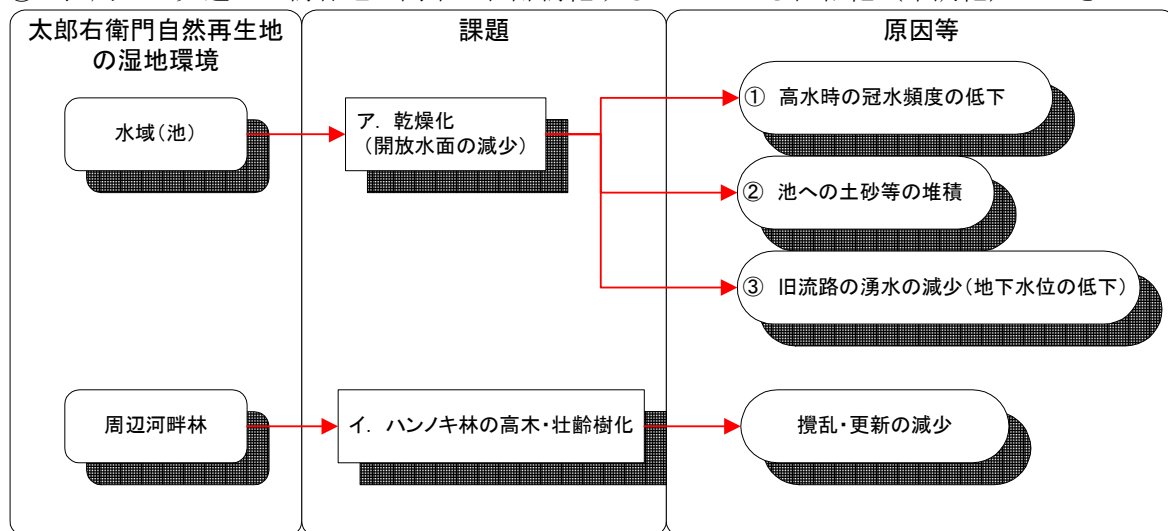


図 1-26 太郎右衛門自然再生地の課題と原因

ア. 乾燥化（開放水面の減少）

上池、中池では、開放水面の減少が特に著しい。昭和 20 年代からの空中写真よりもとめた、上池および中池の開放水面の面積変化を図 1-27 に示す。その原因として、本文 26 ページ以降に挙げる①から③が考えられる。

表 1-6 空中写真による開放水面の面積の推定 単位：ha

	上池	中池	下池
昭和20年代	5.45	8.88	1.34
昭和30年代	3.99	7.74	2.10
昭和40年代	3.17	6.73	1.62
平成5年	1.97	5.33	0.93
平成12年	0.99	5.37	1.04

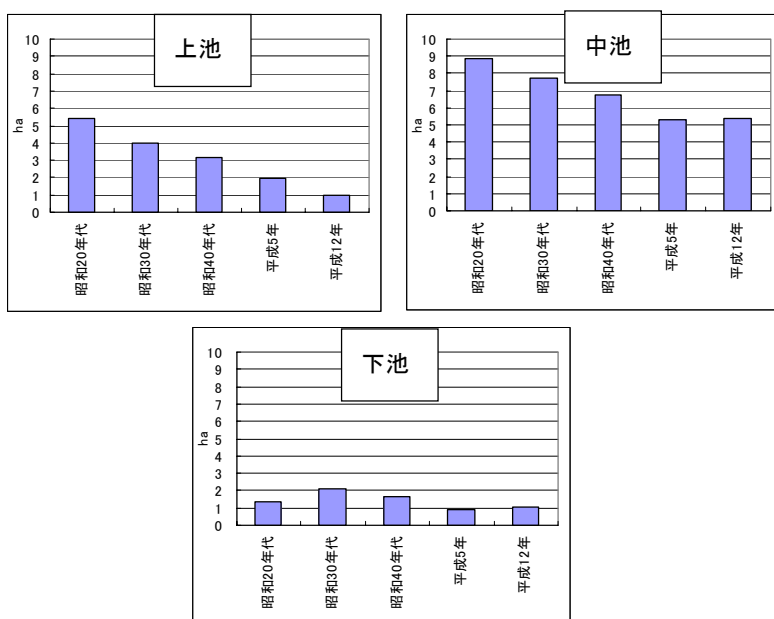
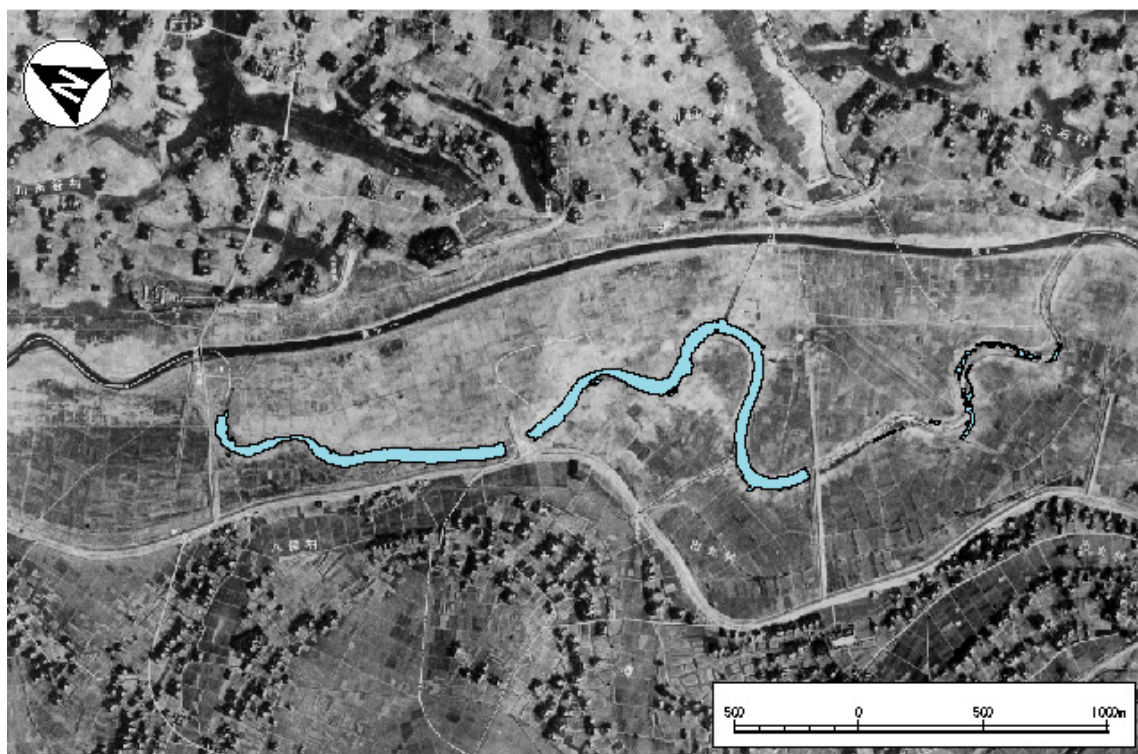


図 1-27 空中写真から推定された各池の開放水面面積の推移

昭和 20 年代からの空中写真による開放水面の面積の推定では、上池及び中池に関しては年代を追う毎に減少している。下池に関しては、旧流路の下流端として本川と繋がっているため、水が溜まりにくい形状となっていることにより、昭和 20 年代より開放水面は比較して少なく、明確な減少傾向は見られない。



昭和 20 年代（1945～1954 年）



平成 12 年（2000 年）

図 1-28 空中写真による開放水面の推定

①高水時の冠水頻度（水供給）の低下

昭和 20 年代から 50 年代にかけて、荒川で盛んに行われた川砂の採掘により河床が著しく低下した結果、本川と旧流路との河床高の差は現在 5～9m になっている。そのため、高水時における旧流路への冠水頻度（本川水の流入頻度）が低下していると推測される。昭和 50 年代以降では、冠水が起きて上池に流入したと考えられる回数は 10 年間で 10 回前後、下池に流入したと考えられる回数は 10 年間で 15～19 回と少ない。尚、河床低下の度合いは昭和 50 年代以降安定化している。

表 1-7 冠水回数の比較

期間	上池への 流入回数 ※	下池への 流入回数 ※
昭和44～50年	3	7
昭和51～60年	9	16
昭和61～平成7年	6	15
平成8～17年	11	19

※水位が上池および下池それぞれの荒川との接続水路の最高河床高 AP+11.07m および AP+9.17m を超えた回数を集計した。

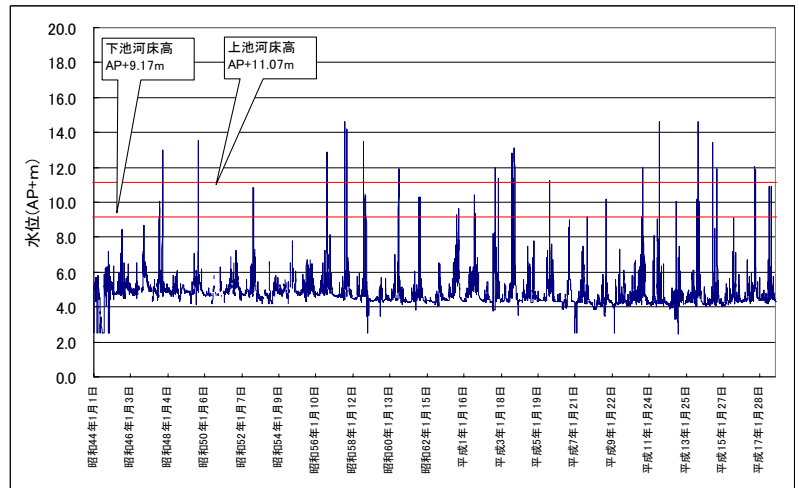


図 1-29 太郎右衛門橋水位測定所での日水位変化
昭和 44 年（1969 年）～平成 17 年（2005 年）

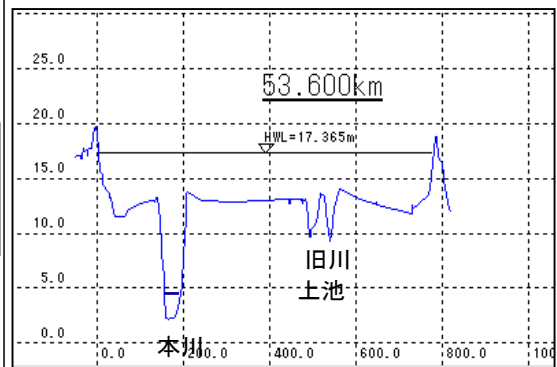
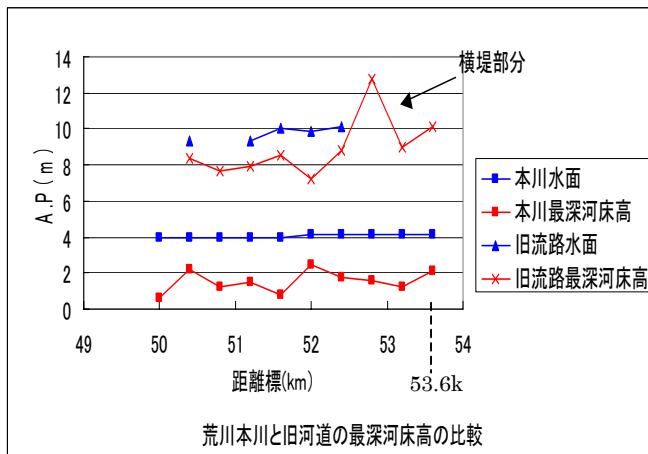


図 1-30 現状の旧流路と本川河床高

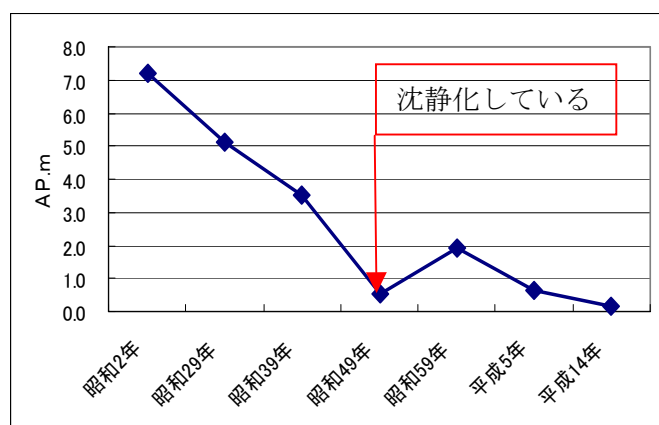


図 1-31 50 km地点の最深河床高の変遷

②池への土砂等の流入

ボーリング結果から、旧流路の各池には平均で上池 0.73m、中池 0.57m、下池 1.59mの堆積物が、本川との分離後の約 70 年間に堆積したものと考えられる(本文 12 ページ参照)。これらの土砂は、降雨や冠水等の水流により、池の周辺から池の中に流入したもの及び洪水時上流より運ばれた土砂の堆積によるものと考えられる。近年、冠水頻度は減少しているものの、池周辺の農地では盛土や造成等により裸地化している場所が多く、土砂が流出しやすい状況となっている。降雨等により池に土砂が流入する機会も多いものと考えられ、今後の影響が懸念される。

③旧流路の湧水の減少（地下水位の低下）

中池および下池において水収支の調査を行ったところ、中池および下池では現状でも湧水が出ていることが確認された。表 1-8 に示すように、冬期には、湧水が中池への供給水のうちの約 2 割から 3 割を、下池への供給水のうちの約 8 割から 9 割を、占めているものといえるものと考えられる。

中池および下池では、河床高に対して 2m以上高い位置で地下水が確認されている(本文 14 ページ参照)。しかし、上池周辺では、上池の河床高と比較的近い高さに地下水位があるために、湧水が上池に供給されないものと考えられる。

現在の上池では乾燥化が著しく、その開放水面は小さいものの、ヒアリング結果から、かつては上池でも湧水によって水域が維持されていたものと考えられる。

表 1-8 中池および下池における水収支

	流入水量 (A)	流出水量 (B)	湧水量 (A)-(B)	湧水が流出水量に 占める割合
	m ³ /日			%
中池	2592	3456	864	25
下池	86	691	605	88

イ. ハンノキ林の高木・壮齡樹化

下池の周辺を代表するハンノキ林は、放棄水田にハンノキが生育したものであるが、現状では攪乱・更新が減少し、ミドリシジミが食草とする若齡樹が少なくなっている。

下池右岸側に広がるハンノキ林は、昭和 49 年（1974 年）頃からの減反政策などにより耕作が放棄された田畑に発達したものと考えられる。

本来河川に発達するハンノキ林は、洪水毎に浸食や倒伏により攪乱・更新され、更新された場所に新たに萌芽や種子から若齡樹が生育する。そのため、河川のハンノキ林は様々な世代の樹林が混在することから、林床の光条件は多様となり、それら条件にあった多様な下草や、それらに応じた様々な生物が生息することにより、多様な樹林環境を形成する。

しかし、現状のハンノキ林は攪乱・更新が減少しているため、高木・壮齡樹化が進んでおり、樹林環境としては単調化（極相化）してきている。

当該地区では、治水整備の進展等から今後自然の状態での攪乱・更新は望めないと考えられるため、若齡樹が生育し、ミドリシジミが生息するような多様な樹林環境を維持していくためには、人為的な管理等が必要であると考えられる。

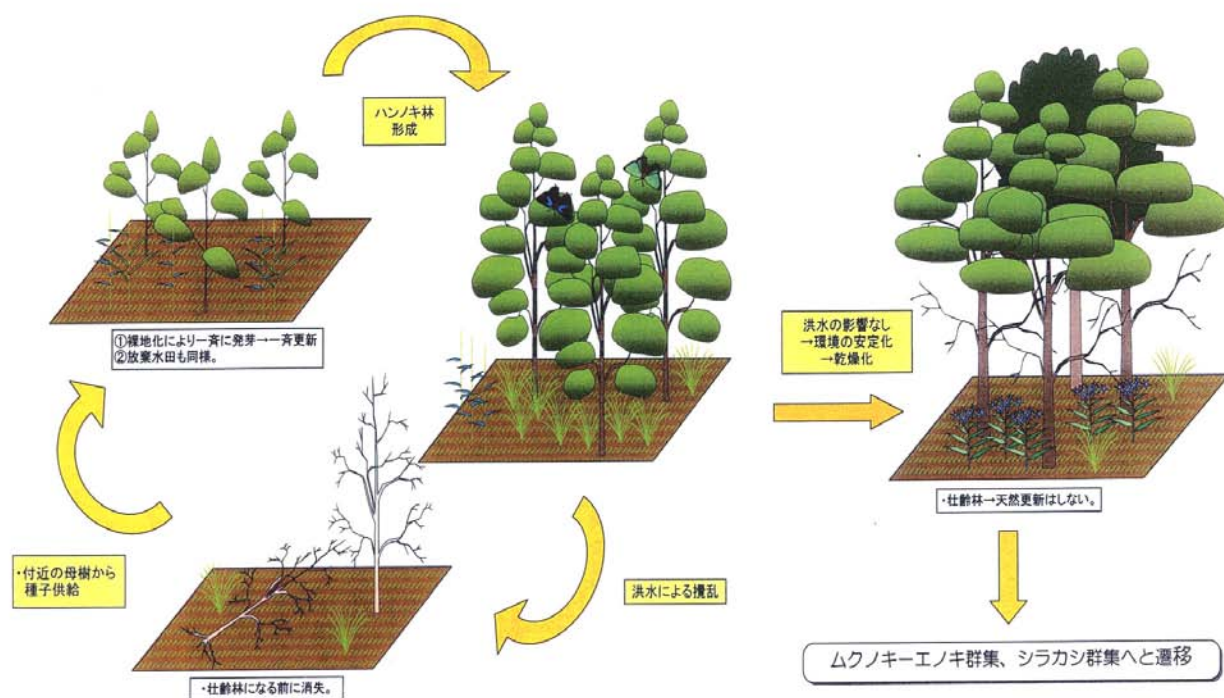


図 1-32 河川敷におけるハンノキ林の世代交代モデル

（２）その他の課題

自然環境以外の課題としては、以下の項目が協議会において提起されている。

- **農地の盛土**

周辺の水田や田畑について冠水被害軽減のため盛土が行われており、水田の畑作化による周辺も含めた湿地環境の減少や遊水地としての機能の低下が懸念される。

- **ゴミ問題**

放棄水田や道路端へのゴミの投棄が問題となっている。投棄されるゴミは、一般家庭ゴミのみならず、家具やテレビといった粗大ゴミも多く捨てられている。

- **騒音**

サーキット場や空港などの騒音についても、生物への影響や、今後環境学習や自然とのふれあいの場として利用していく上での環境の質の悪化等が懸念されている。

- **池の水質汚染**

周辺農地での農薬等の使用による、池の生態系に対する影響や、過去に埋められている可能性がある産業廃棄物などによる水質汚染が懸念される。

第2章 荒川太郎右衛門地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

第1節 自然再生目標

太郎右衛門自然再生地では次のような目標を設定し、自然再生の実現に取り組んでいくものである。

<湿地環境の保全・再生>

I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。

<過去に確認された生物が住める環境の再生>

II. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。

<蛇行河川の復元>

III. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

<荒川エコロジカル・ネットワークの形成>

IV. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

<治水面からもプラス>

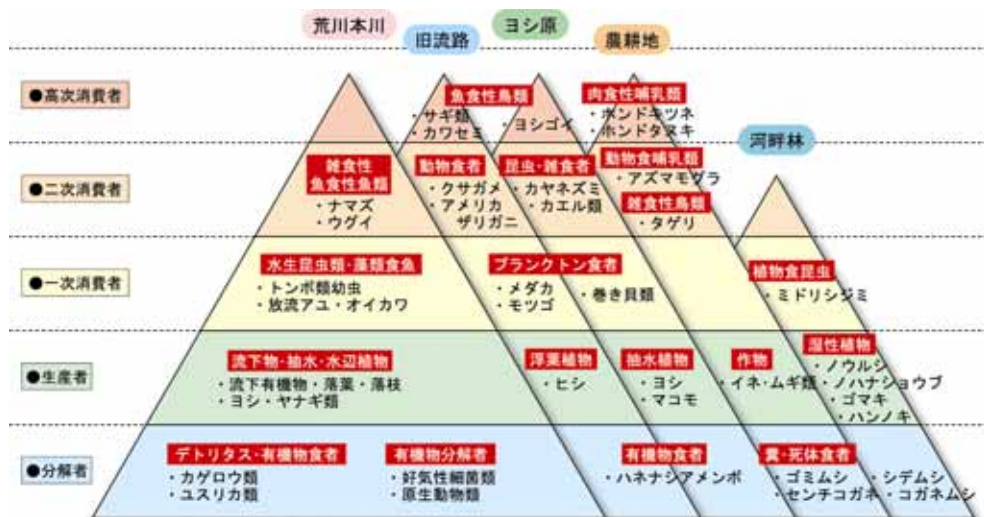
V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

＜湿地環境の保全・再生＞

Ⅰ. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。

現状及び課題について

- ・ 太郎右衛門自然再生地には、旧流路の池を中心に水辺のヨシ原から、中池のムクノキエノキ林や下池のハンノキ林といった河畔林が連続し、まとまった自然が残っている。
- ・ 現状の太郎右衛門自然再生地周辺の樹林地や自然草地は民有地であり、伐採や土地の改変、ゴミの不法投棄などによる影響が懸念される。
- ・ また放棄水田に発達した下池のハンノキ林は、本来河川における洪水による攪乱・更新がないため、将来的に壮齢樹化が進み、ミドリシジミの食草となる若齢樹が少なくなることにより樹林が単純化することが懸念される。
- ・ 乾燥化により開放水面や湿地の面積が減少しているため、それらの維持及び拡大を図る必要がある。



※生態系の基盤が縮小し、生態系が貧化する。

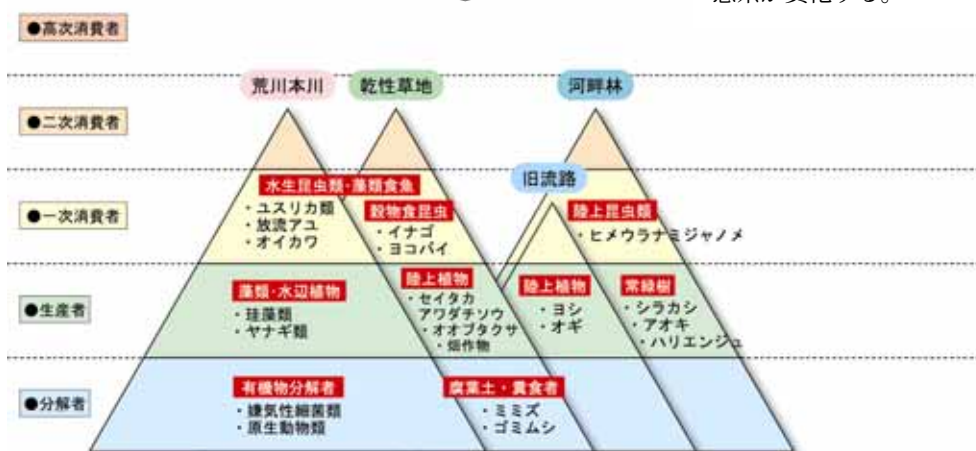


図 2-1 現状及び事業を行わない場合に予測される生態系のイメージ

目標について

- ・太郎右衛門自然再生地で近年確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全していくことを目指すものである。
- ・現状の良好な止水及び湿地環境を保全し、周辺にも拡大していく。
- ・水面だけでなく、キツネやタヌキ等の移動距離が長い動物が生息できる旧流路周辺のまとまった樹林地や草地を保全し、湿地等を中心としたバランスの良い多様な自然環境の形成を目指すものである。



図 2-2 太郎右衛門自然再生地斜め空中写真（平成 14 年度）

キツネなどが生息する旧流路を中心とする大きなエリアの自然環境を保全する。

表 2-1 近年確認されている希少種と保全すべき環境

池/項目	近年確認されている希少種	動植物の生息・生育環境
上池	28 種	ヌカエビなど水生生物が生息できる開放水面の維持とエキサイゼリが生育する湿性地の保全。
中池	62 種	モノアラガイやヘイケボタルが生息できる清澄な開放水面の維持とキツネやサシバが生息できる、まとまった樹林地を保全する。
下池	59 種	ハネナシアメンボなどが生息し、ヒシが繁茂する開放水面の維持とミドリシジミが生息するハンノキの若齢樹が生育する河畔林の保全・管理。

各池で確認されている希少動植物は重複するものがあり、全体では P16 に示す 97 種が確認されている。（平成 18 年 3 月時点）

<過去に確認された生物が住める環境の再生>

Ⅱ.過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。

現状及び課題について

- ・太郎右衛門自然再生地では、現状よりも豊かな湿地環境があったとされている。特に現在乾燥化著しい上池でもかつては湧水によって開放水面が維持されていたとされる。
- ・過去に確認され近年確認記録のないタマシギ、クイナ、サクラソウなどが普通に見られる様な湿地環境の再生が望まれる。



タマシギ



クイナ



サクラソウ

出典：クイナ写真
リバーフロント整備センター
「川の生物図典」

図 2-3 過去に確認され、近年記録がない代表的な生物

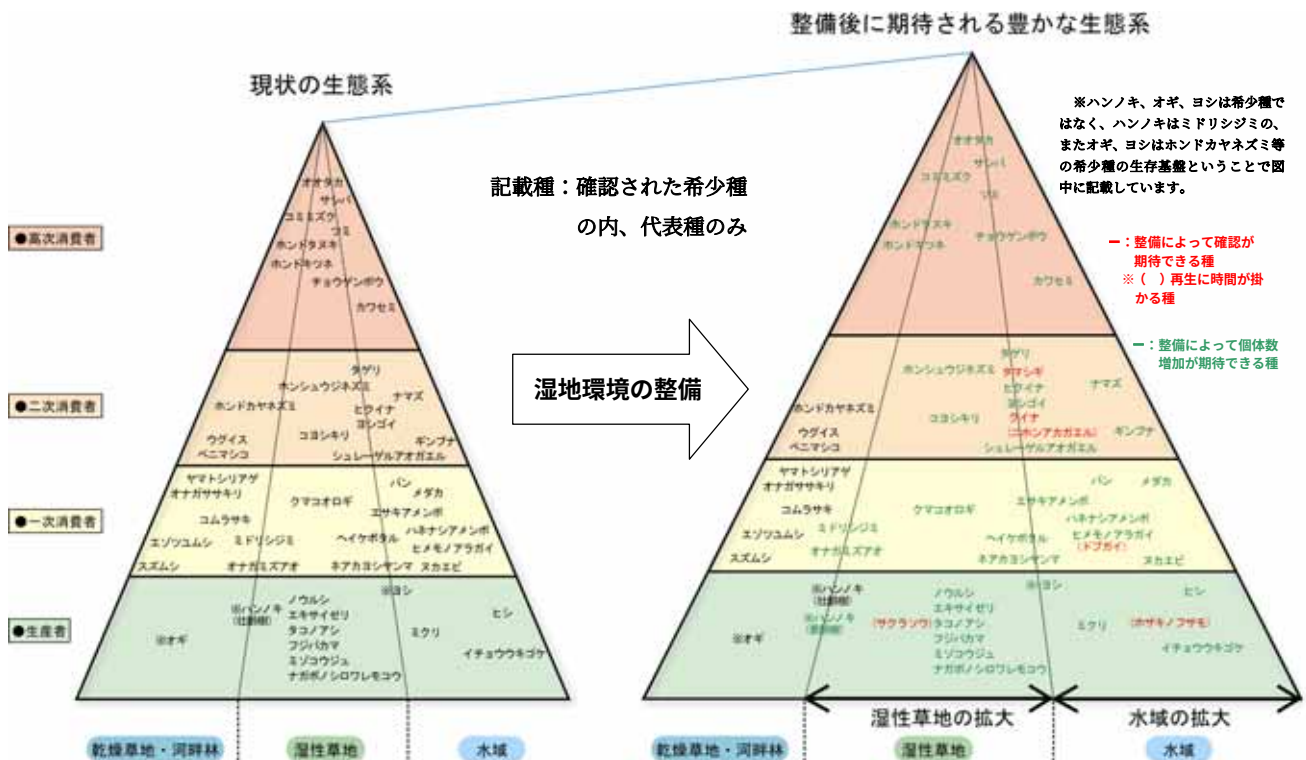


図 2-4 再生によって期待する生態系のイメージ

目標について

- ・太郎右衛門自然再生地で昭和 15 年～45 年(1940～1970 年)頃に確認され、近年確認されていない希少種再生を目指すものである。ただし、近年確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全する事を前提とする。
- ・開放水面等湿地を再生することにより、「当該地区」でかつて確認されていた湿地に生息する種が生育・生息できる場を再生することを目指すものである。

表 2-2 過去に確認され、近年確認されていない希少種の減少理由等

NO.		生息・生育環境	確認時期	水質悪化			開発行為					採集行為	備 考
				農業汚染	富栄養化	湧水枯渇	湿地の開拓・造成	草地の開拓・造成	耕地の整理・嵩上げ	道路・側溝整備	樹林地の造成		
1	ニホンアナグマ	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用して掘る。	50年前にはいた。	●							●		県RDBでは、森林の減少、農業による餌となる土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。
2	タマシギ	広い水田地帯で繁殖・越冬する。	30年前までは見られた。				●	●	●				県RDBでは、生息環境である耕地の整理による水田等湿地の減少が主な減少要因とされている。
3	ニホンアカガエル	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。	30年前には普通に見られた。	●	●		●	●	●	●	●		県RDBでは、主な脅威として水域・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水辺が生息には必要である。
4	ヤリタナゴ	小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。	30年前には普通に見られた。	●	●								県RDBでは、中小河川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。
5	ホトケドジョウ	湧き水由来の細流に生息。	30年前には普通に見られた。	●	●	●							県RDBでは、湧水枯渇、小河川の浅瀬を生息場とするため、河川工事による掘り下げ、護岸整備が減少要因とされている。
6	ギバチ	岩陰や水際植生に潜む。	30年前には普通に見られた。	●	●								県RDBでは、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。
7	ドブガイ	ヘドロの堆積していないプランクトンの豊富な止水域に生息する。	30年前には普通に見られた。	●	●								県RDBでは、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。
8	ゲンゴロウ	池沼やため池に生息する。	30年前には普通に見られた。	●			●					●	県RDBでは、農業汚染、埋立による生息環境悪化、採集行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。
9	サクラソウ	川岸の低湿原野に生育する。	30年前に生き残り地区として知られていた。				●					●	県RDBでは、湿地の農地化等による減少、園芸採集が減少要因とされている。

・ p16 の表に示された種

(平成 18 年 3 月時点)

表 2-3 再生が期待できる種のリスト

種	再生が期待できる理由
タマシギ	当該地周辺の荒川中流部を生息環境とする種であり、また移動性に富むことから、湿地環境の拡大によって、最適な環境が整備されれば当該地にも飛来し、餌場や営巣地として利用する可能性が高い種。
ニホンアカガエル	移動性に乏しく、当該地区で絶滅している場合には、ニホンアカガエルやドブガイが生息できる多様な水深の開放水面やサクラソウが生育できるエコトーン等の湿地環境を整備してもすぐには再生しないが、時間をかければ侵入・再生が期待できる種。
ドブガイ	
サクラソウ	

・表 2-2 の希少種のうち、選出されなかった 5 種の理由は下記の通りである。

- ニホンアナグマ、ゲンゴロウ：当該地周辺では絶滅し、近隣に種の供給源が見当たらないため。
- ホトケドジョウは湧水、ヤリタナゴは用水路や小川、ギバチは本川に主に生息する種であり、現状の止水を中心とした湿地環境の再生では、好適な生息環境とはならないと考えられる。

<蛇行河川の復元>

Ⅲ. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

現状及び課題について

- ・現在の太郎右衛門地区には、上池、中池及び下池が存在し、止水環境が形成されている。また、湿地、樹林地、草地など様々なハビタットが成立しているものの、冠水を受ける頻度が少なく、自然地全体に乾燥化が進行している。これにより、開放水面を有した止水環境と、樹林化が進行した陸域環境との両極化が進行し、陸域と水域をつなぐ湿地が減少している。
- ・流域では都市化が進捗するなか、荒川の河川敷には約 70 年前の蛇行形状がそのまま残り、かつての荒川の自然や生きもの、風景が今に受け継がれている。このような状況は歴史的にも文化財的価値があるほか、かつての自然環境が今も残されていることは、地域にとっても貴重な財産といえる。

目標について

- ・現状の良好な自然環境を保全することはもちろん、荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川とその機能を復元することにより、多様な生物が生息できる本来の河川環境を形成する。
- ・蛇行河川の復元にあたっては、現況の希少種等の分布状況及びそれらの移植・再生の可能性を踏まえ、必要に応じて旧流路を保全する。

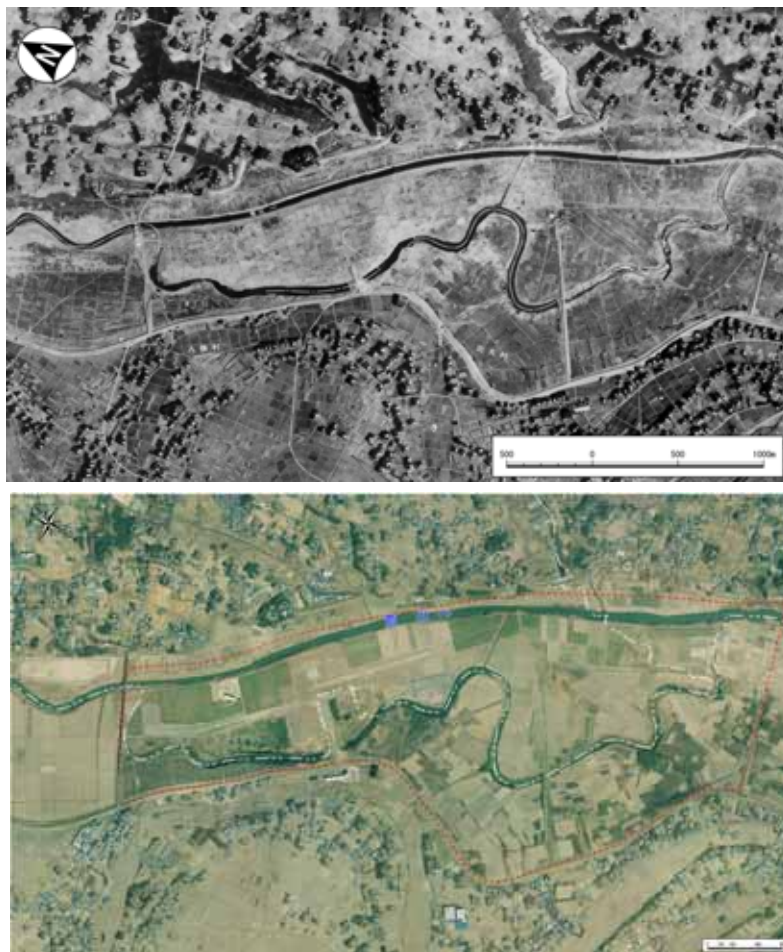


図 2-5 昭和 20 年代と平成 16 年（2004 年）空中写真

＜荒川エコロジカル・ネットワークの形成＞

Ⅳ．周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

現状及び課題について

- ・流域の開発が進むことによって、自然環境が分断・縮小され、生態系の健全性が損なわれる可能性がある。
- ・太郎右衛門自然再生地周辺は上流に荒川ビオトープ、下流に三ツ又沼ビオトープがあり、荒川を軸としたエコロジカル・ネットワークの自然の拠点となっているが、当地区は乾燥化により、生物生息環境としての機能が低下している。
- ・荒川の自然を構成する旧流路、樹林地、多自然農地などの様々な機能を保全し、それら相互の連続性を確保することが望まれる。



＜荒川ビオトープ＞



＜三ツ又沼ビオトープ＞

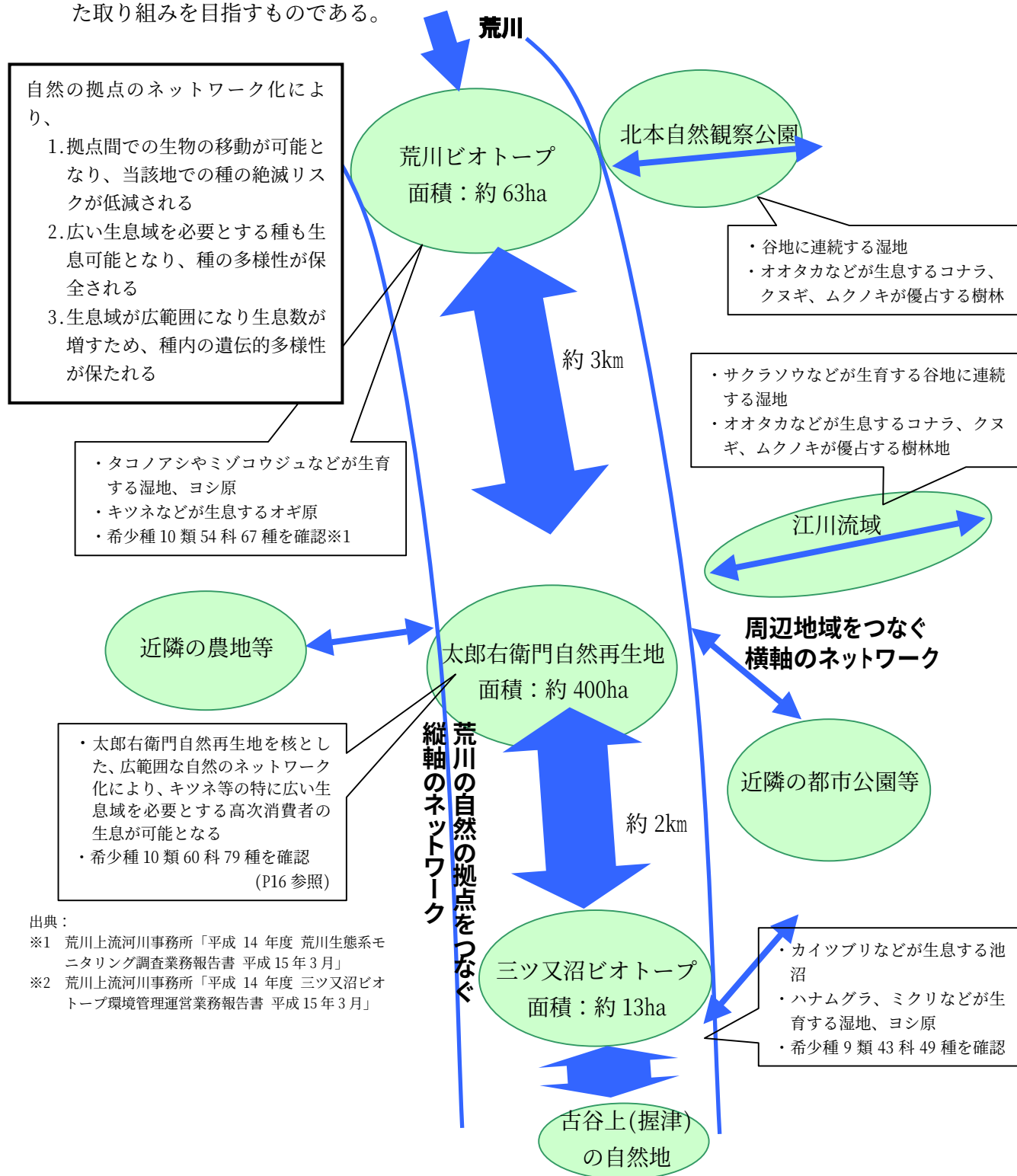
図 2-6 上下流の自然の拠点であるビオトープ



図 2-7 中池周辺に広がる水田

目標について

- ・荒川ビオトープ・三ツ又沼ビオトープ等の自然の拠点をつなぐ縦軸のネットワークや、江川流域・近隣都市公園等の周辺地域をつなぐ横軸のネットワークの「核」となる太郎右衛門自然再生地の湿地環境を保全・再生することにより自然環境全体の質的向上を図り、エコロジカル・ネットワーク化を推進するものである。
- ・エコロジカル・ネットワークの構築に当たっては、堤内地の土地利用に関して関係諸機関と連携した取り組みを目指すものである。



出典：

※1 荒川上流河川事務所「平成 14 年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成 15 年 3 月」

※2 荒川上流河川事務所「平成 14 年度 三ツ又沼ビオトープ環境管理運営業務報告書 平成 15 年 3 月」

図 2-8 太郎右衛門自然再生地周辺のエコロジカル・ネットワーク

＜治水面からもプラス＞

V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

現状及び課題について

- ・東京・埼玉の稠密な市街地が広がる下流部は、川幅が限られ、流れる洪水にも限界がある。そのため、川幅の広い中流部に5つの調節池群を計画し、下流への洪水量を調節する治水機能の役目を果たすこととしている。当地区は、このうち、荒川第4調節池に位置し、洪水時の流水を一時貯留して、ピーク流量を減ずるための地域で洪水による災害の発生を防止するための重要な地区である。
- ・当地区は第4調節池の計画地であり、治水計画との整合性を図る必要がある。
- ・湿地化にともなう掘削により発生する土砂の有効活用が求められる。

目標について

- ・湿地化に伴う掘削により自然再生を図ることで治水容量の増大が期待できる。
- ・掘削土については支川の改修や高規格堤防等への有効活用を図る。
- ・横堤の遊水機能については、治水上の機能を損なわないよう、自然再生事業との整合を図る。
- ・流水の作用に対して安全であるよう、工作物の設置を行うものとし、自然再生事業との整合を図る。

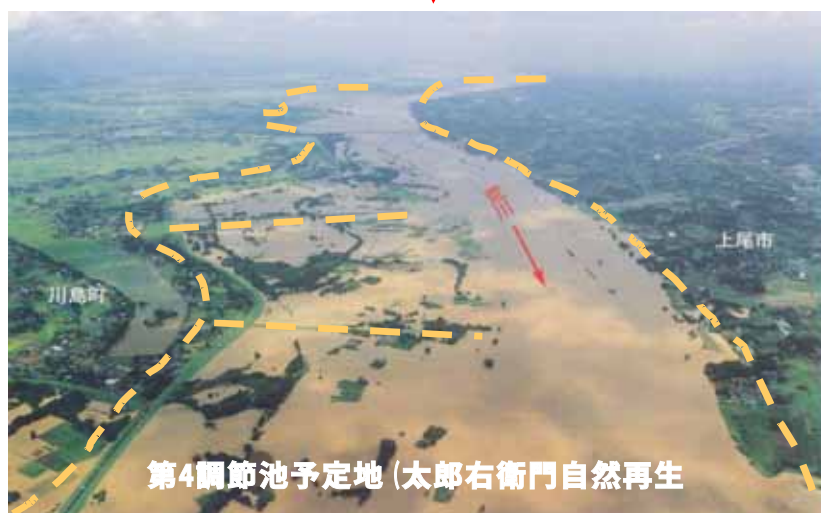
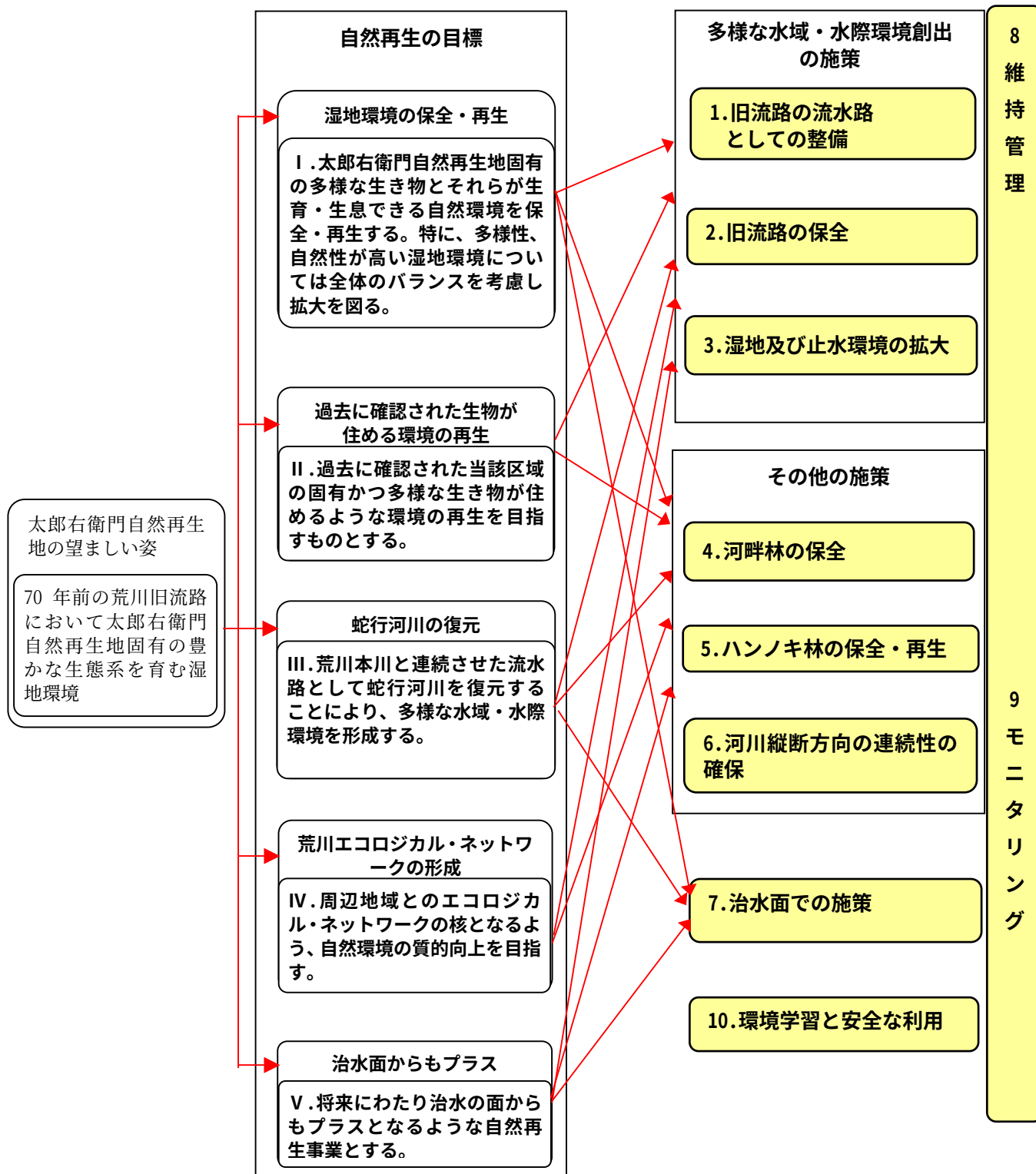


図 2-9 調節地計画

平成 11 年 8 月洪水時

第2節 自然再生目標を達成するための施策

今回示す施策については、現時点で考えられるメニューを提示したものですべてを実施するものではなく、各施策はモニタリングを行いながら段階的に事業を行っていくものである。また、地域に貢献できる自然再生事業とする



＜多様な水域・水際環境創出の施策＞

1. 旧流路の流水路としての整備

荒川本川と連続した低水路を整備し、流水を有した本来の河川環境を復元する。

流水路の平面線形は、旧流路の形状をできるだけ活かすこととするが、現況の希少種等の生育・生息範囲を考慮して設定する。

＜多様な水域・水際環境創出の施策＞

2. 旧流路の保全

太郎右衛門地区に現存する特徴的な自然環境及びそこに生息する希少種等を保全する。希少種等の保全にあたっては、保全・代替の難易を考慮してミティゲーションを図るものとする。

＜多様な水域・水際環境創出の施策＞

3. 湿地及び止水環境の拡大

多様な水域・水際環境を創出するために、流水路周辺を掘削し、湿地や止水環境を拡大する。掘削範囲は、流水路の線形、現況の土地利用及び地形、希少種の分布状況等を勘案して設定する。

<その他の施策>

4.河畔林の保全(中池)

中池右岸側のムクノキ・エノキ林から成る河畔林の保全及びまとまった自然地を確保するため、民有地を公有地化し、適切な管理を行う。

<その他の施策>

5.ハンノキ林の保全・再生(下池)

下池に現存するハンノキ林を含む周辺地区を公有地化し、適切な保全・管理を行っていく。

また現状では自然による攪乱・更新が望めないため、人為的にハンノキが発芽、生育に適する湿性地进行を新たに創出する等の検討も行う。

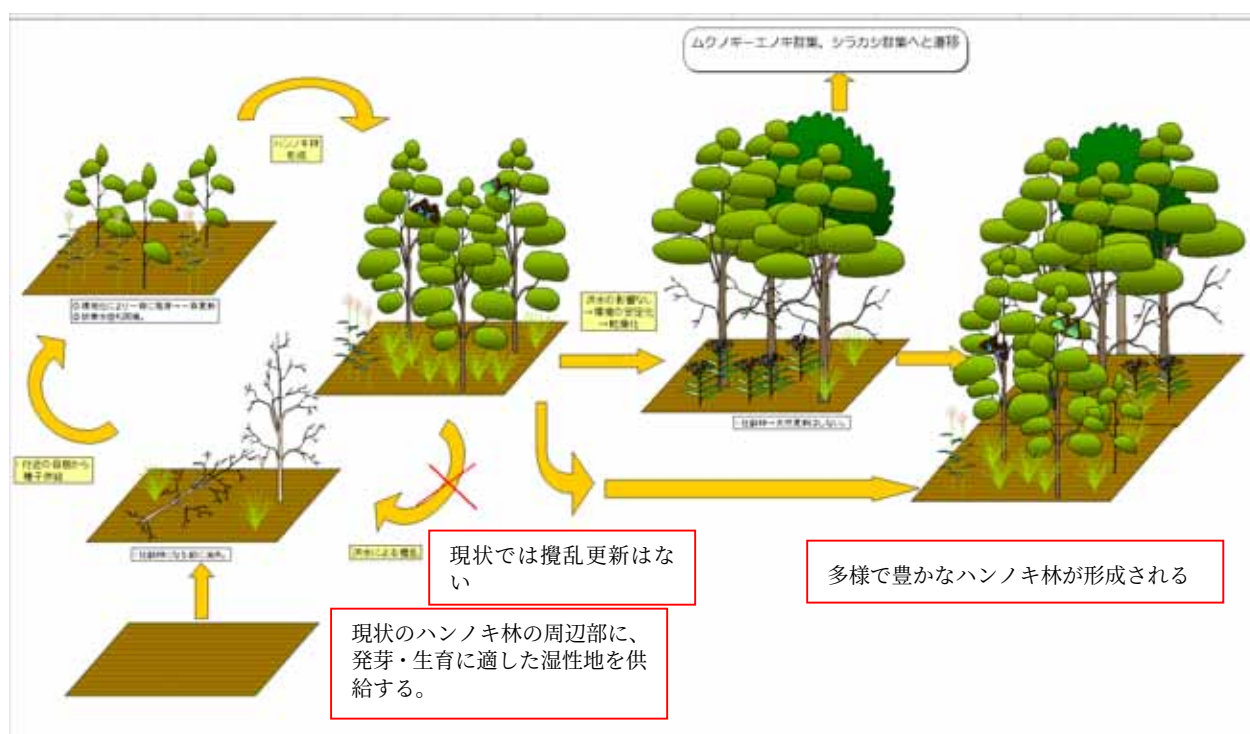


図 2-10 ハンノキ発芽・生育適地（更新サイト）の供給イメージ

<その他の施策>

6.河川縦断方向の連続性の確保

荒川本川と流水路の間に落差が生じた場合、魚類をはじめとする水生生物の移動障害とならないよう河川縦断方向の連続性を確保する。

取水施設を整備する場合は、自然環境への影響を抑制するように努める。

7. 治水面での施策

調整池計画との整合、整備により生じた土砂の有効活用などを実施していく。

- ・ 調節地計画との整合

今後、自然再生事業を実施するに当って、第4調整池計画との整合を図り、整備を進めていくものである。

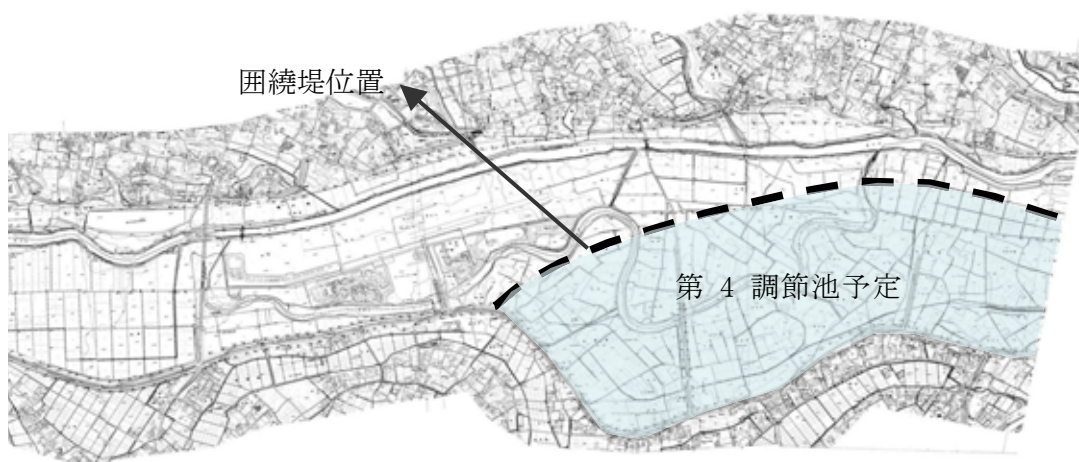


図 2-11 太郎右衛門自然再生地と第4調整池予定地

8.維持管理

自然再生事業を推進する上で必要となる維持管理項目を抽出し、管理内容や役割分担、仕組み等を検討した上で、多様な主体の連携・参加のもと実施していく。



中池周辺のゴミ
(2003年6月3日撮影)



下池内のゴミ
(2003年12月22日撮影)

図 2-12 太郎右衛門自然再生地におけるゴミの状況



図 2-13 三ツ又沼ビオトープにおける外来植物の除草等管理風景

9. モニタリング

自然再生の事業を進める上で、常に科学的知見に基づき物理環境や生物環境についてモニタリングを行い、その結果の評価を踏まえ、維持管理や整備を段階的に進めるものである。モニタリングは、調査方針、評価方針を明確にした上で取り組む必要がある。

10. 環境学習と安全な利用

荒川太郎右衛門地区自然再生事業における環境学習は、地域と自然について体験し、学ぶことにより、当地区の環境を守り育てることが目的である。このため、環境学習をはじめとする利活用推進方策を検討する。

また、地域の生活環境に悪い影響を及ぼさないことはもちろん、自然再生を通じて地域に貢献できる事業とする。

第3章 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会組織および役割分担

第1節 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱の概要

第1章	総則	第1条 設置
		第2条 名称
		第3条 自然再生事業対象地区
第2章	目的及び協議会所掌事務	第4条 目的
		第5条 協議会所掌事務
第3章	委員	第6条 委員
		第7条 途中参加委員
		第8条 委員資格の喪失
		第9条 辞任
		第10条 解任
第4章	会長および副会長	第11条 会長及び副会長
第5章	会議及び専門委員会	第12条 協議会の会議
		第13条 専門委員会
		第14条 公開
第6章	運営事務局	第15条 運営事務局
		第16条 運営事務局の所掌事務
第7章	補則	第17条 要綱施行
		第18条 要綱改正

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

(自然再生事業対象地区)

第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川 50.4km から 54.0km 間右岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。

2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。

第2章 目的および協議会所掌事務

(目的)

第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
- (2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
- (3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。
- (4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 公募による地域住民および団体若しくは法人の代表者
- (2) 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
- (3) 関係地方公共団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成19年3月31日までとする。

3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、地域住民

および団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。

4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

第7条 協議会の委員から推薦があり、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

2 途中参加委員となろうとする者が、第15条に規定する運営事務局に、途中参加委員となる意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

3 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散

(3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解任)

第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。

2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。

第4章 会長および副会長

(会長および副会長)

第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および専門委員会

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。

- 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
- 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第 12 条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第 14 条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。

- 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。
- 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
- 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。

第 6 章 運営事務局

(運営事務局)

第 15 条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に置く。
- 3 協議会に参加する委員は、運営に事務局員として参加することが出来る。

(運営事務局の所掌事務)

第 16 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第 12 条に規定する協議会の会議の議事について協議する。
- (2) 第 12 条に規定する協議会の会議の進行について協議する。
- (3) 協議会の会議の議事録および議事要旨の作成を行う。
- (4) 第 14 条で規定する荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
- (5) 協議会から付託される協議会の運営に関する事項について協議する。

第7章 補則

(要綱施行)

第17条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第18条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。

2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。

(1) 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

附 則

1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。

第2節 協議会委員名簿

委員名簿（平成18年3月19日 第14回協議会時点）

	氏名	所属
学識経験者	浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	三島 次郎	桜美林大学名誉教授
	嶋野 道弘	文教大学教育学部心理教育課程
	惠 小百合	江戸川大学教授
	堂本 泰章	河川環境保全モニター
	小川 早枝子	埼玉県生態系保護協会上尾支部長
地方公共団体 委員	小川 倫正	埼玉県都市整備部公園課長
	須見 徹太郎	埼玉県県土整備部河川砂防課長
	望月 健司	埼玉県農林部農業政策課長
	清水 英昭	埼玉県農林部農村整備課長
	佐々木 茂	桶川市市民生活部環境課長
	遠山 洋	川島町都市整備課長
	高岡 一郎	上尾市環境対策課課長
	氏名	所属
一般委員	青木 英雄	埼玉南部漁業共同組合 組合長
	荒木 三郎	希少動植物を守る会
	今野 まさし	江川の自然と河川改修を考える会 代表
	遠藤 恭夫	川島都市林整備促進協議会 会長
	大熊 勝	特定非営利活動法人荒川流域ネットワーク 副代表
	大森 秋郎	特定非営利活動法人 川島ネイチャークラブ 代表理事
	岡里 徳郎	熊谷の環境を考える連絡協議会 運営委員
	加藤 孝志	環境NPO法人 荒川学舎 秩父 理事長
	川村ヒサオ	高麗川ふるさとの会 副会長
	木ノ内 勝平	NPO法人 荒川の自然を守る会 代表理事
	木内 勝司	入間川ピオトープネットワーク研究会 代表
	藤井 悦子	NPO法人エンハンスネイチャー荒川・江川 会員
	斉藤 正	株式会社日本水工コンサルタント 専門部長
	桜井 秀樹	九生会 代表幹事
	佐々木 寧	百年の森づくり研究会
	島村 健	(株)島村工業 代表取締役社長
	鈴木 勝行	鶴ヶ島の自然を守る会 会長
	谷 淳	有限会社 カマーテ
	手塚 征守	(財)埼玉県生態系保護協会・伊奈支部 支部長
	出村 光雄	多自然型河川工事の現場施工研究サークル サークルリーダー
	堀口 長治	桶川の古墳と自然を守る会 代表世話人
	松岡 俊夫	桶川の自然を守る教職員の会 会長
	丸山 政弘	秩父愛鳥会 会長
	三浦 晴児	江川・毛長川を再生する会
	三浦 功	秋が瀬にワンドを作る会 世話人
	八谷 美津子	(財)埼玉県生態系保護協会北本・桶川支部 支部長
	柳ヶ瀬 正昭	いきいき環境クラブ
	山中 敏正	株式会社 山中土建工業 常務取締役
	浅川 清司	
	天沼 正明	
	五十嵐 貴大	
	石関 英生	
	岩井 孝雄	
	大沢 和子	
	角田 利栄子	
	菅間 宏子	
	北村 文子	
	小林 敏雄	
	佐藤 多美子	
	柴田 弘	
	鈴木 誠	
	関根 武	
	高橋 敏	
	中島 陽子	
	行森 英治	
	弓座 澄夫	
	鈴木 久雄	
	山田 敏夫	
	野崎 明	
	神山 肅	
国土交通省	今村 能之	荒川上流河川事務所長

他3名

※この委員名簿は、各委員に氏名の記載について確認し了承を得られた方を記載しています。

第3節 役割分担

役割分担（案）

太郎右衛門地区の自然再生事業実施計画を具体化し、目標の実現に向けて整備・維持してゆくためには、各主体が事業実施者となり自然再生実施計画を作成し、相互に調整を図りながら積極的に事業を推進していく必要がある。

さらに、実施者は、事業の各段階においても他の主体の参画と協働を得ながら取り組んでいくことが重要である。

そのための仕組みとして必要に応じて専門委員会等を組織することも有効である。

自然再生全体構想を踏まえ、事業の**実施者**はそれぞれの事業について協議会と協議のうえ「自然再生実施計画（案）」を作成する。

「自然再生実施計画」に基づき事業を実施する。

【実施者案】

- ・河川管理者
- ・自治体
- ・教育機関
- ・大学・大学院
- ・NPO
- ・企業
- ・その他

【施策案】

- ・自然再生整備
- ・環境学習等の利活用（施設整備、学校やNPOとの連携他）
- ・生活環境保全
- ・維持管理活動
- ・普及啓蒙、広報活動
- ・その他

整備された自然再生地を守り、育てるため、**多くの主体**が参画・協働し、様々な活動を展開していく。

【実施者案】

- ・河川管理
- ・自治体
- ・教育機関
- ・公募委員
- ・大学・大学院
- ・NPO
- ・企業
- ・その他

【施策案】

- ・モニタリング、評価
- ・生活環境の保全
- ・維持管理
- ・清掃活動
- ・広報・情報発信
- ・環境学習等の活動
- ・各種調査・研究
- ・その他

自然再生全体構想

Step1

自然再生事業実施計画（案）作成

Step2

自然再生整備中

Step3

自然再生整備後

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

協議

情報提供

意見

情報提供

意見

付託

提案

必要に応じて設置（例）

生態系モニタリング専門委員会

当地区の自然環境の状態把握、整備効果の評価を目的として、以下の事項を行う。

- ・モニタリングの手法、評価の手法の設定
- ・評価指標の設定
- ・モニタリング調査計画の立案、指導、助言
- ・自然再生目標に対する整備後の効果分析

維持管理・環境管理専門委員会

事業実施中、実施後における様々なインパクトに対して、当地区を良好な状態を維持することを目的とし、具体的な管理計画、維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討する。

自然環境学習専門委員会

自然について体験し、学ぶことを通じて、当地区の環境を守り育てることを目的とし、具体的な整備計画、自然環境学習を推進するしくみ、体制などを検討する。

普及啓発・情報公開専門委員会

事業の発展的な持続を目的として、地域や事業をアピールしていくための基本方針、しくみ、体制、行動計画などを検討する。

エコロジカルネットワーク専門委員会

荒川ビオトープ・三ツ又沼ビオトープ等の自然の拠点をつなぐ縦軸のネットワークや、江川流域・近隣都市公園等の周辺地域をつなぐ横軸のネットワークと太郎右衛門自然再生地とのエコロジカルネットワークの検討を行う。

専門委員会

太郎右衛門地区自然再生事業の役割分担のイメージ

第4章 その他必要な事項

第1節 荒川全体の自然再生について

荒川全体の自然再生は、荒川旧流路の太郎右衛門地区をスタートとして着手し、その結果を見ながら順次、流域全体に拡大を図っていくよう努めるものとする。

実際の計画づくりにおいては多くの時間を費やすため、荒川の自然再生事業の第一歩としては、比較的規模が小さく、まとまりのある範囲を対象とした。そこで、良好な湿地環境が失われつつある荒川旧流路を対象として、事業をスタートするものとする。そして、将来的には上流から下流までの流域全体として広い範囲を対象としながら総合的な自然再生事業に発展させていくこととする。

第2節 荒川太郎右衛門地区の荒川本川の自然再生について

荒川太郎右衛門地区の自然再生は、荒川旧流路を早急に着手することとし、いずれは荒川本川の環境についても今後の課題としていくものとする。

河川の整備は、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、総合的管理のもと計画的に河川整備を実施していくものである。本川の自然再生については、この整備計画と調整を図り、荒川流域全体を視野に入れながら、段階的に自然再生を行っていくこととなる。

第3節 エコロジカル・ネットワークに向けた施策について

エコロジカル・ネットワークの構築には、生態系が健全に機能する「核」となる自然の拠点を保全・回復させるとともに、公園や丘陵地の自然等、堤内地の自然も含めて、それぞれの「核」を互いに連携させていくことが重要である。そこで、周辺地域の分断・縮小された自然環境を回復するためには、公園、道路、農地、都市などの関係諸機関との連携が必要となる。

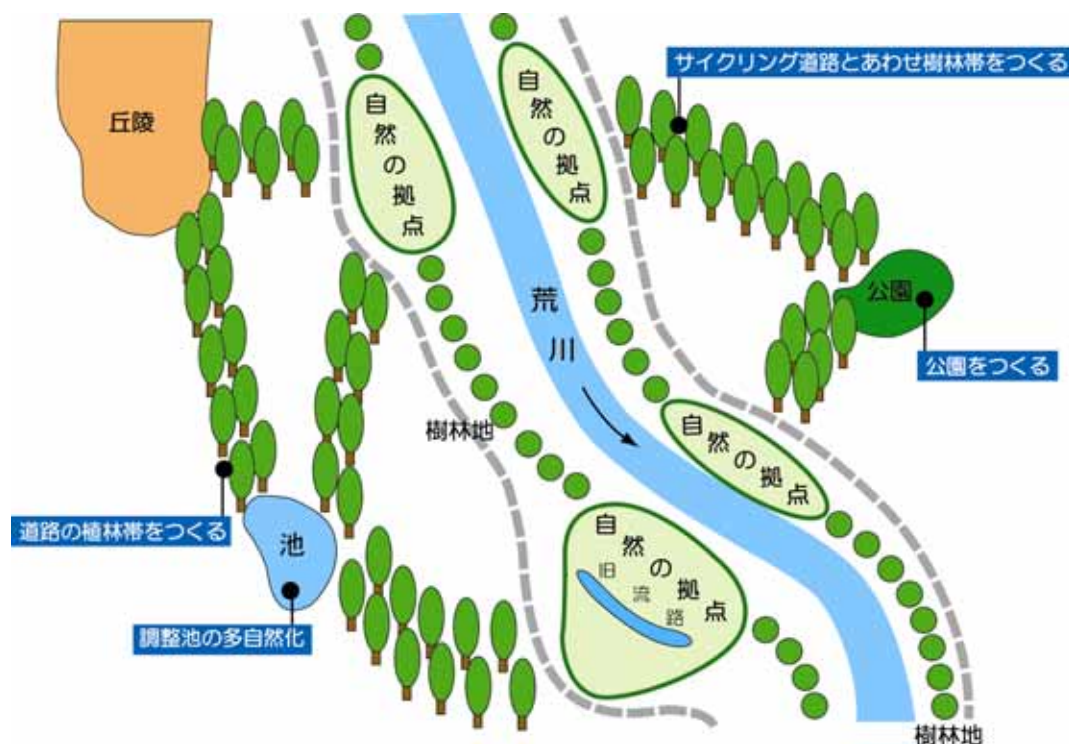


図4-1 エコロジカル・ネットワークに向けた施策のイメージ図

第4節 河川敷の盛土に対する考え方について

1. 荒川の現状

- 河川敷は、その6割が民有地であり、その多くが農耕地
- 旧来より冠水頻度の軽減目的から、農耕地の盛土要望が強い
- 平成5年頃から産業廃棄物の不法投棄及び不法盛土が横行
- 平成7年11月「荒川河川敷盛土等協議会」設置
盛土等の適正化並びに産業廃棄物等の不法投棄防止の為、関係機関が連携

2. 河川法の考え方

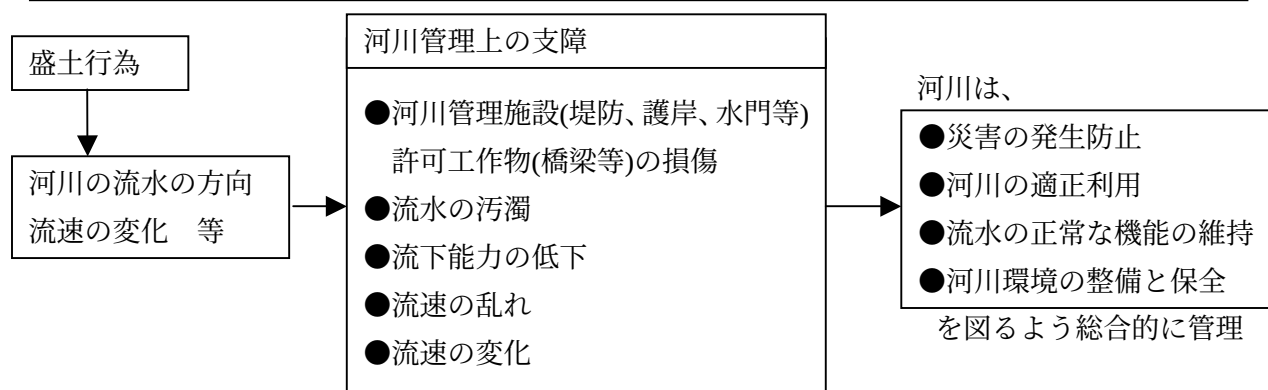
河川法第27条(土地の掘削等の許可)

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

<審査基準>

当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷する恐れや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

※行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河川局長通達)



3. 太郎右衛門自然再生地での対応

平成 16 年 1 月 22 日 「荒川河川敷盛土等協議会」に諮り、当地区の河川区域内の盛土については、今後盛土を認めない方針とした。

理由

- 湿地環境の保全・再生と相反する行為であること。
- 調整池機能の低下が危惧されること。



上池周辺



下池周辺

図 4-2 太郎右衛門自然再生地周辺河川敷の盛土状況

第5節 水質汚染及び騒音に対する考え方について

<産業廃棄物による水質汚染>

当地区の河川敷は、過去の不法投棄等により産業廃棄物が埋められている可能性がある。このため、当自然再生事業による地形の改変により旧流路の水質が汚染される可能性がある。

そこで、水質の保全対策としては、今後モニタリングを行い水質監視するとともに、汚染源対策が必要となる場合には、関係諸機関との連携のもと土壌汚染対策法等に基づく対応を行うものとする。

<農業による水質汚染>

当地区の河川敷及び周辺の堤内地では、農業が盛んに行われているため、農地からの農薬等によって旧流路の水質が汚染され動植物等の生態系に影響を与える可能性がある。

そこで、今後モニタリングを行い水質監視するとともに、汚染源対策が必要となる場合には、地元自治体の農業関連部局との連携を図っていくものとする。

<騒音>

サーキット場や飛行場からの騒音については、長期的な課題として関係諸機関との連携及び地権者等との調整のもと改善に向けた働きかけを行っていくものである。

参 考 資 料

- ・ 自然再生全体構想の追補の経緯・・・・・・・・・・1
- ・ 自然再生推進法のあらまし(パンフレット)・・・・・・・・2

「自然再生全体構想」の追補の経緯

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、平成 16 年 3 月に自然再生全体構想をとりまとめた。その後、流水環境を加えより多様性に富んだ自然環境の再生を目標として、自然再生全体構想の追補を行った。以下に追補の経緯を示す。

協議会	内 容
第 10 回協議会 (H17. 6. 11)	○ネクスト荒川プランについて（説明） ・荒川の現状及び課題 ・調節池事業と一体となった自然再生事業について ・旧川を活かした流水環境の復元について
第 11 回協議会 (H17. 7. 30)	○荒川における治水の課題と計画について（説明） ○自然再生の方向性について（説明及び討議） ・止水環境を中心とした従来案と流水環境を中心とした新提案との比較
第 12 回協議会 (H17. 11. 6)	○調節池の役割としくみについて（説明） ○自然再生の方向性について（討議） ・止水環境掘削あり・掘削なしと止水環境＋流水環境の 3 案について比較
第 13 回協議会 (H18. 1. 28)	○自然再生の方向性について（討議） →流水＋止水環境案で自然再生事業を行うことを合意
第 14 回協議会 (H18. 3. 19)	○自然再生全体構想追補（案）について、討議、了承
H18. 4. 18 ～ H18. 4. 26	○第 14 回協議会の合意をふまえて、学識者委員へ意見照会の上、自然再生全体構想を作成
第 15 回協議会 (H18. 5. 28)	「自然再生全体構想」を公表

地域の和 科学の目 自然の力



自然再生推進法のあらまし

目 次

はじめに	1
1.自然再生推進法の制定まで	2
2.自然再生とは何か	3
3.自然再生推進法の概要	4
4.地域における自然再生事業の進め方	6
(1) 自然再生協議会の組織化	6
(2) 自然再生全体構想の作成	7
(3) 自然再生事業実施計画の作成	7
(4) 自然再生事業の実施	8
(5) その他自然再生の推進に当たって重要な視点	8
自然再生推進法(全文)	9
自然再生基本方針(全文)	11
問い合わせ先	



はじめに

自然環境は、さまざまな生物が相互に係わり合い、物質やエネルギーが循環することにより、微妙なバランスの上に成り立っています。

しかし、これまで人間が行ってきた、自然の再生産能力を超えた自然資源の過剰な利用などの行為により、自然環境が損なわれ衰退しつつあります。

わが国では、戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や生活水準は向上してきましたが、一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大によって自然環境に大きな負荷を与えてきたことも確かです。

現在、自然と共生する社会の実現は重要な課題であり、地域固有の生態系その他の自然環境について、その特性に応じた保全に努めるとともに、積極的な自然再生によって衰退しつつある生態系その他の自然環境を取り戻すことが必要です。自然再生の取り組みに向けて、平成15年1月1日、自然再生推進法が施行されました。

1 自然再生推進法の制定まで



【平成13年7月】

「21世紀『環^わの国』づくり会議」報告

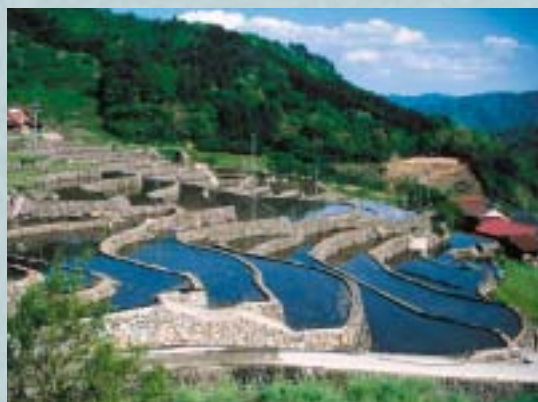
「順応的管理の手法を取り入れて積極的に自然を再生する公共事業、すなわち「自然再生型公共事業」の推進が必要」と提言



【平成13年12月】

「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申

「自然の再生、修復の有力な手法の一つに地域住民、NPO等多様な主体の参画による自然再生事業があり、(略)省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するための条件整備が必要」



【平成14年3月】

新・生物多様性国家戦略

(地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

「自然再生」を今後展開すべき施策の大きな3つの方向の一つとして位置づけ。その具体策である「自然再生事業」の推進を規定。



【平成14年12月】

自然再生推進法が成立

【平成15年4月】

自然再生推進法に基づく自然再生基本方針を閣議決定

2 自然再生とは何か

自然再生

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。(自然再生推進法第2条)

自然再生を目的として実施される自然再生事業は、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

自然再生事業は、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を対象とした次の4つの行為をいいます。

良好な自然環境が
現存している場所におい
てその状態を積極的に
維持する行為

保全

自然環境が損なわれた
地域において
損なわれた自然環境を
取り戻す行為

再生

大都市など自然環境が
ほとんど失われた地域において
大規模な緑の空間の造成などにより、
その地域の自然生態系を取り戻す行為

創出

維持管理

再生された自然環境の状況を
モニタリングし、その状態を
長期間にわたって維持するた
めに必要な管理を行う行為



自然再生事業の3つの視点

- ①生物の多様性確保を通じた自然との共生
- ②地域の多様な主体の参加・連携
- ③科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取り組み

3 自然再生推進法の概要

目的

自然再生推進法の目的は、**自然再生に関する施策を総合的に推進**し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することです。(第1条)

そのため、この法律には、

- ・**自然再生についての基本理念、**
 - ・**実施者等の責務、**
 - ・**自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項**
- を定めています。

基本理念

実施者(自然再生を行おうとする者)は、この基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むこととなります。(第3条)

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、**生物の多様性の確保**を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて**地球環境の保全に寄与**することを旨として適切に行われなければならない。

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の**多様な主体が連携**するとともに、**透明性を確保**しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければなりません。

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、**科学的知見に基づいて実施**されなければなりません。

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても**自然再生の状況を監視**し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければなりません。

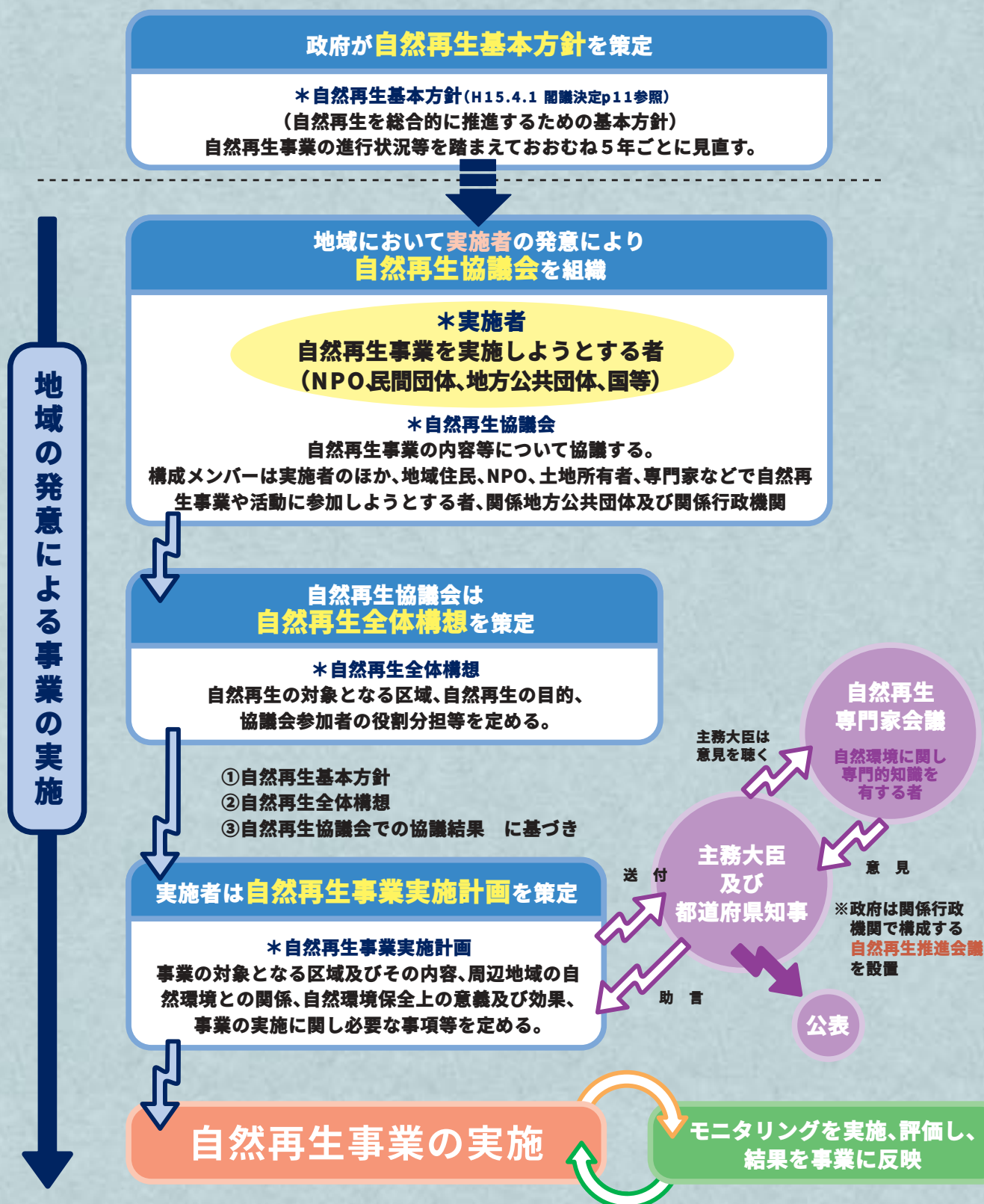
自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習の重要性にかんがみ、**自然環境学習の場**として活用が図られるよう配慮されなければなりません。

国または地方公共団体の支援・取組

国または地方公共団体は、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、以下の支援・取組に努めます。

- ・許認可等で適切な配慮
- ・実施者の相談に的確に応じることができる必要な体制の整備
- ・自然再生に関する情報の提供
- ・自然再生に関する研究開発の推進
- ・自然再生に関し行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報の充実
- ・自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



4 地域における自然再生事業の進め方

1 自然再生協議会の組織化

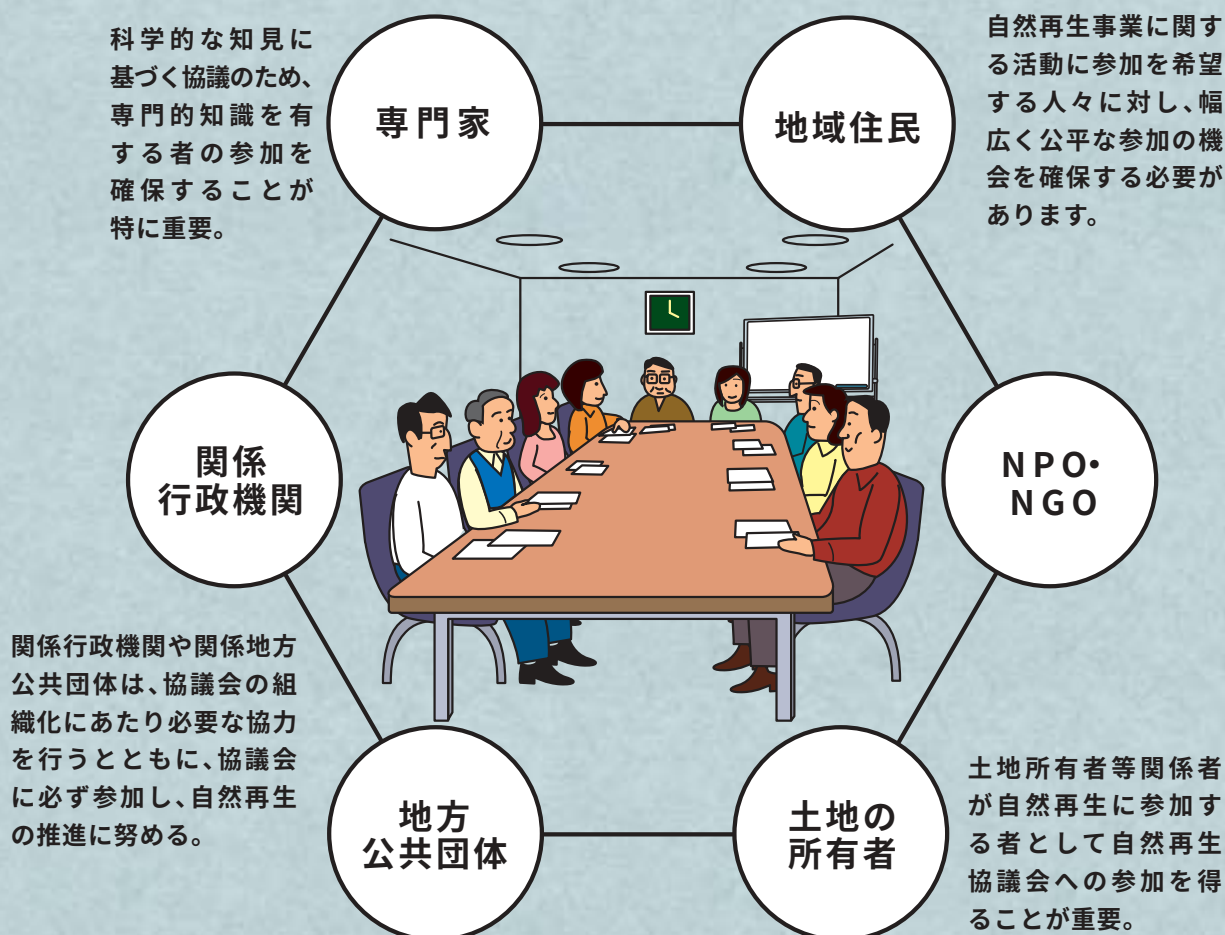
〈実施者による参加の呼びかけ〉

自然再生事業の**実施者**は、その事業の目的や内容を示し、その地域の自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に、広く自然再生協議会への参加を呼びかけます。

〈協議会のイメージ〉

科学的な知見に基づく協議のため、専門的知識を有する者の参加を確保することが特に重要。

※協議会を組織するにあたっては、その自然再生事業に関する活動に参加を希望する人々に対し、幅広く公平な参加の機会を確保する必要があります。



この協議会は、希少種の保護や個人情報の保護の観点から支障がある場合等を除き、原則公開で行われます。

■自然再生協議会における事務

- ・自然再生全体構想の作成
- ・自然再生事業実施計画の案に関する協議
- ・自然再生事業の実施に係る連絡調整
- ・モニタリングの結果の評価と、それを事業に適切に反映するための方法についての協議 等

2 自然再生 全体構想の作成

自然再生協議会では、地域の自然再生の全体的な方向を定める「**自然再生全体構想**」を作成します。

■自然再生全体構想の内容

- ・ 自然再生の対象となる区域
- ・ 自然再生の目標
- ・ 協議会に参加する者の名称又は氏名とその役割分担
- ・ その他自然再生の推進に必要な事項

全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に関する科学的なデータの収集や、社会的状況に関する調査を実施し、その結果をもとに協議会で協議します。

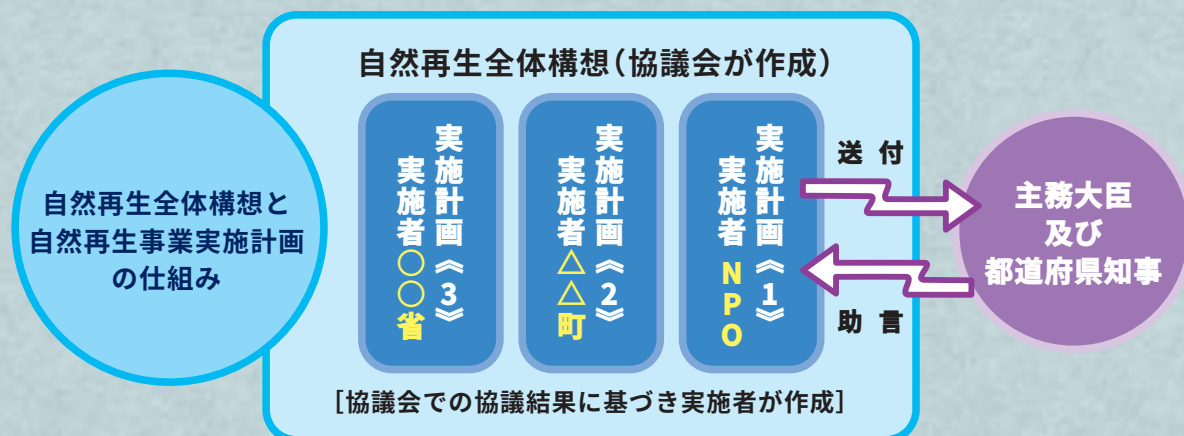
3 自然再生 事業実施計画の作成

自然再生協議会で作成された自然再生全体構想を踏まえ、実施者はそれぞれの自然再生事業について定める「**自然再生事業実施計画**」を作成します。

■自然再生事業実施計画の内容

- ・ 個々の自然再生事業の対象となる区域
- ・ 個々の自然再生事業の内容
- ・ 周辺地域の自然環境との関係と自然環境の保全上の意義・効果
- ・ 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- ・ その他自然再生事業の実施に必要な事項

実施計画の作成に当たっては、事前に科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施したうえで、地域における自然環境の特性に応じた適正な区域及び内容となるよう検討します。また、自然再生事業の対象地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮することも大切です。



4 自然再生事業の実施



▲生物等のモニタリング



▲自然環境学習の様子

■順応的な実施

事業が始まったら、その事業を実施することによって対象区域の自然がどう変化していくかを監視（モニタリング）します。

その結果を科学的に評価し、全体構想や実施計画が適切でない場合は見直すなど、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、実状に沿った柔軟な事業を進めます。モニタリングの結果によっては、事業の中止を含め柔軟な対応を行います。

■自然環境学習の推進

全体構想の対象区域で、自然環境学習を実施する時は、実施計画で具体的な自然環境学習プログラムを整備するように努めます。

自然環境学習の推進のためには、人材の育成に努めるとともに、自然環境学習に関わる情報を地域の中で広く共有することが大切です。

5

その他自然再生の

推進に当たって重要な視点

地域における資源と知見の把握と活用

間伐材や粗朶^{そだ}などの地域の自然資源の活用、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努める。

地域の環境と調和した農林水産業の推進

自然再生を効果的に進めるため、農薬の使用の削減を行うなど環境に配慮した農林水産業を推進。

地球規模の視野

地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地への配慮。
CO₂等の排出を削減した工法や、森林の育成等、地球温暖化対策への配慮。

広域的な連携

一つの地方公共団体の範囲を越える広範囲の地域で自然環境が減少又は劣化している場合、広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に取り組む。

自然再生推進法(平成14年法律第148号)

(目的)

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。

3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。

(基本理念)

第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習(以下「自然環境学習」という。)の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

(実施者の責務)

第五条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理す

る者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。)は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(他の公益との調整)

第六条 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならない。

(自然再生基本方針)

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針(以下「自然再生基本方針」という。)を定めなければならない。

2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 自然再生の推進に関する基本的方向
- 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
- 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
- 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
- 五 その他自然再生の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。

6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

(自然再生協議会)

第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 自然再生全体構想を作成すること。
- 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

3 前項第一号の自然再生全体構想(以下「自然再生全体構想」という。)は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

- 一 自然再生の対象となる区域
- 二 自然再生の目標
- 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- 四 その他自然再生の推進に必要な事項

4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

- 5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

(自然再生事業実施計画)

第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画(以下「自然再生事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
- 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
- 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
- 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。

- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。

- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し(当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。))及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し(当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。))を送付しなければならない。

- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。

- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

(維持管理に関する協定)

第十条 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。

(実施者の相談に応じる体制の整備)

第十一条 主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(自然再生事業の実施についての配慮)

第十二条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

(自然再生事業の進捗状況等の公表)

第十三条 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならない。

- 2 主務大臣は、第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自

然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表しなければならない。

(自然再生事業実施計画の進捗状況の報告)

第十四条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(財政上の措置等)

第十五条 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(自然再生に関するその他の措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供しよう努めるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

(自然再生推進会議)

第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(自然再生事業に係る配慮)

- 2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものとする。

(検討)

- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

自然再生基本方針

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。

また、自然に対する人為の働きかけによって維持されてきた里山里山等における二次的な自然環境の質も、生活・生産様式の変化、人口の減少など、社会経済の変化に伴い、その働きかけが縮小撤退することにより変化してきました。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。このため、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要となっています。

わが国は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同時に、狭い国土面積に稠密な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件から自然災害を受けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強い都市地域、農林水産業等を通じた二次的な自然を維持形成してきた農山漁村地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、農地、都市、河川、海岸等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮する必要があります。

こうしたことを踏まえ、自然再生の視点として、次の3つを掲げます。

- ①過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。
- ②地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の

参加・連携により進めていくべきこと。

- ③複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。

これらの視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業(以下「自然再生事業」という。)は、今後重視すべき先の3つの視点を明確にした新たな取組であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」を含みます。

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されるべきです。

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体(以下「NPO等」という。)、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定めることが必要です。

この場合、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、自然再生を行う方法を十分検討すべきです。

また、わが国では、間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努めるとともに、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然環境学習の推進

自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上から重要です。

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、直接的な自然体験、保全活動への参画などが必要です。地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切であり、自然再生事業を実施している地域が、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として十分に活用されるよう配慮する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りも併せて行うことや、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図ることも重要です。

カ その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るとともに、全国的な事例などの情報提供に努める必要があります。

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権限を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域における自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。

また、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全に資する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも必要です。

さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に寄与してきたことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農業や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮した森林施策の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してきた農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進めることが重要です。

なお、自然再生に当たっては、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地への配慮や温室効果ガスの排出を低減した工法の採用、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者（以下「実施者」という。）が、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされることが必要です。この際、自然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整

に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。

協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うことになりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1) 協議会の組織化

ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要であること。

また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。

(2) 協議会の運営

ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。

イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要であること。

ウ 協議会は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行うこと。

エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法や当該自然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議すること。

オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意のもと、協議会に参加する者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に運営に協力すること。

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）及び自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めることとし、地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業

の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

(2) 全体構想の内容

ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。

イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。

ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

(3) 実施計画の内容

ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

イ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。

ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。

エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。

オ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

(4) 情報の公開

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

(5) 全体構想及び実施計画の見直し

実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、必要に応じ自然再生事業を中止することを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟

な対応を行うとともに、必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。この場合、実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

自然再生の対象となる区域を自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場とすることは有意義であることから、全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めること。

(2) 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めること。

(3) 情報の共有

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めること。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。

(1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

(2) 調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

(3) 情報の収集と提供

国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報の収集及び提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

(4) 普及啓発

国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。

(5) 広域的な連携

大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要であること。

問い合わせ先

自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。
ご質問・ご意見等がございましたら、下記の窓口あるいはお近くの3省の関係機関
(自然保護事務所、地方農政局、森林管理局、地方整備局等)にお問い合わせください。

環境省

自然環境局
自然環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-8275 FAX :03-3591-3228

農林水産省

大臣官房
環境政策課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03-3502-8056 FAX :03-3591-6640

国土交通省

総合政策局
国土環境・調整課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL:03-5253-8268 FAX :03-5253-1550

自然再生に関する情報は、環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/index.html>
にも掲載しています。

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

事務局：国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所 河川環境課

TEL 049-220-0145